

## 2020年度運動方針（案）

### I. はじめに

東京自治労連と単組・局支部は昨年（第31回）定期大会の確認に基づき、「安倍9条改憲ノー！全国統一署名」をはじめ、9条改憲阻止の取り組みに全力で取り組んできました。「自治体労働者は二度と赤紙を配らない」の決意をもとに、平和と民主主義のたたかいを重視して取り組みました。

私たちの賃金・労働条件向上に向けて、公務員賃金の水準は春闘相場が決定づける現状をふまえ、春闘期からの取り組みを重視し、中央行動、地域春闘で官民一体の取り組みをすすめてきました。とりわけ最低賃金引き上げのたたかいでは、極めて不十分ではありますが東京と神奈川で初めて1000円を超える水準を確保することができました。

会計年度任用職員制度の確立に向けて各単組で積極的に取り組み、「公募によらない再度の任用」の回数制限では一部不満の残る妥結もありますが、現行水準を上回る到達点を築いてきました。

自治労連の提起する「こんな地域と職場をつくりたい」運動では、職場懇談会を迫及しつつ職場訪問の取り組みの継続、予算人員要求闘争の方針も明らかにしながら取り組みを前進させてきました。また職場自治研活動の活性化、自らの仕事の見直しにつながる「職場・職種別交流集会」を開催し、交流することができました。

「公的・公立病院の再編・統合」、都立・保健医療公社病院の地方独立行政法人化に反対するたたかいは、東京自治労連として重視し現在も全力で取り組んでいます。地域住民との共同を強めながら保育の民間委託に一定の歯止めもかけてきました。

この1年間、東京自治労連として職場を基礎とする取り組みを重視しながら、職場の組合の力を強化するよう呼びかけてきました。職場の力を強めながら組織の強化拡大、次世代育成に取り組むよう努力してきており、確定闘争での若手組合員の参加につなげています。

今年度の特徴は各単組の青年部結成の気運が高まっており、今年度は多摩市職で青年部が結成され、他の単組でも青年部結成に向けて努力がすすめられています。東京自治労連青年部・自治体に働く青年交流会実行委員会が実施した青年企画に、多くの青年が参加しており、各単組の役員にも選出されています。この中で東京自治労連青年部は5年ぶりに執行体制を確立する事ができました。

組合加入の取り組みでは「東京自治労連 第一次組織拡大強化中期計画」の3年目の目標達成をめざしてきました。各単組・局支部が積極的に取り組み、「要求運動と組織拡大を車の両輪」としての取り組みがすすみはじめています。

現在たたかわれている20年国民春闘、9条改憲に執念を燃やす安倍政権の退陣を求めるたたかい、「こんな地域と職場をつくりたい」運動としての不払い残業・長時間過密労働根絶、予算人員要求闘争、自治研活動を基本にした住民共闘の取り組みが重要です。それを保障するのは職場の討議と対話であり、職場からの要求運動の推進です。2020年度は「東京自治労連 第一次組織拡大中期計画」の最終年度であり、東京自治労連の増勢と次世代育成の前進を作り出しましょう。すべての単組・局支部が東京自治労連に固く団結し、1年間の取り組みをすすめましょう。

## II. 1年を振り返って

### 1. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・基地撤去、平和と民主主義・地方自治を守るたたかい

#### (1) 憲法を守り、共同を広げる取り組み

##### 1) 「安倍9条改憲 NO! 憲法をいかす全国統一署名」の目標達成に向けた取り組み

安倍政権は、2013年の特定秘密保護法、2015年の戦争法（安保法制）、2017年の共謀罪法と、憲法違反の法律を強行しました。そして、2017年5月3日には、憲法に自衛隊を書き込むという改憲案を打ち出し、2020年に施行したいと表明しました。

こうした中、2017年9月、幅広い人々の呼びかけで「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション実行委員会」が結成され、3000万人署名が提起されました。東京自治労連では2017年11月から毎週火曜日の12時30分から13時までの30分、大塚駅前で行った宣伝行動と署名活動を実施してきました。活動は、2020年1月14日で41回目となりました。東京自治労連全体としての署名の到達は16,370筆となっています。また、1月からは新たに提起された「安倍9条改憲No! 改憲発議に反対する全国緊急署名」に取り組んでいます。

この間、東京自治労連では、東京地評・憲法東京共同センターなどとともに、「9の日宣伝」や、「憲法宣伝カー」による都内各地の主要駅での宣伝活動にとりくんできました、とりわけ、東京労働会館の仲間たちや近隣の団体と共同で行っている「オール大塚憲法宣伝」には、毎回、多くの仲間が結集し署名数も大きく伸ばしています。

11月3日には、「戦争させない.9条壊すな! 総がかり行動実行委員会」「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」「3.1朝鮮独立運動100周年キャンペーン」の3者が共催し、「11・3憲法集会 in 国会正門前」が開催され、全体で10,000人、東京自治労連からは52人が参加しました。また、11月17日には、自治体の首長とその経験者による「全国首長九条の会」が結成されました。結成時現在で現職13人を含む131人が賛同、呼びかけ人に参加。全国の首長が所属や立場、信条の違いを超えて「9条守れ」の一点で力を合わせる画期的な動きです。

##### 2) 「戦争法阻止・憲法闘争本部」の取り組み

東京自治労連は、憲法闘争を「特別の任務」と位置付けて15年5月に「憲法闘争本部」を設置し、本部・各単組・局支部一体でたたかってきました。毎月、拡大中央執行委員会の中で憲法闘争拡大闘争本部会議を開催し、情勢を共有化し課題について提起してきました。また、安倍政権が憲法9条に自衛隊の存在を書き込むことを基本とした改憲をめざしていることをふまえ、憲法を守る運動を前進させていくための「憲法学習運動」を重視し、東京自治労連弁護団と連携し、各単組・局支部が行う「憲法講演会」に対する支援を行っています。

##### 3) 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会の取り組み

憲法をいかす自治体労働者東京連絡会は、第14回総会（2018年11月30日）で確認した「2019年度の具体的な取り組み方針」に基づいて、各加盟団体とともに都内の主要駅などで独自の宣伝行動に取り組んできました。実績については以下のとおりです。

○2月14日には、東急東横線学芸大学駅、12人で11筆、目黒区職労4人、世田谷区職労1人、東水

労 1 人、執行部 6 人 ○3 月 13 日には、JR 板橋駅、13 人で 11 筆、板橋区職労からは 5 人、執行部 8 人 ○4 月 22 日には、立川駅北口コンコースで、8 人で 5 筆、衛生 1 人、都税 1 人、三多摩春闘 1 人、執行部 5 人 ○5 月 9 日には、東京メトロ後楽園駅、30 人で 7 筆、文京区職労 6 人、東京土建 7 人、地域 9 人、執行部 7 人 ○6 月 20 日には、東京メトロ東陽町駅、17 人で 22 筆、江東区職労 8 人、東水労 2 人、執行部 7 人 ○9 月 17 日には、JR 北千住駅、12 人で 17 筆、足立区職労 5 人、都税 2 人、地区労 2 人、執行部 3 人

また、6・14「憲法講演会」考えよう！行動しよう！～市民運動という生きかた～が 6 月 14 日（金）東京労働会館ラパスホールで行われ、全体で 57 人が参加しました。講師の「許すな！憲法改悪市民連絡会」菱山南帆子氏の講演は、ご自身の運動経験などを中心に力強く大変わかりやすい内容でした。参加者からは、「すごくパワーを感じました。共感できる話がいっぱい“運動を明るく楽しく！”というメッセージが心にしみました。」「未来を見えるようにすることが労働組合にも必要なことだと痛感しました。」などたくさんの感想が寄せられました。

11 月 29 日、憲法をいかに自治体労働者東京連絡会の総会と憲法講演会が新しくなった「としま区民センター」に開催され、全体で 54 人が参加しました。講演会は「憲法改悪と電通～改憲 CM がテレビを埋め尽くす!?」というテーマで元博報堂勤務の本間龍氏にお話いただきました。テレビでは聞けない話に参加者からは「電通のおそろしさを実感しました」「広告の威力と恐ろしさがわかりました」「憲法改正以前の問題として電通にメディアが牛耳られていることを知りました」などたくさんの感想が寄せられました。

#### 4) 安倍政権退陣に向けた国会前行動

この間、国会では、森友疑惑をめぐる財務省の公文書改ざん、加計疑惑での事実を隠す虚偽答弁、疑惑の中心人物たちの証人喚問拒否、自衛隊の「日報」隠し、厚生労働省の裁量労働制をめぐる虚偽データ、財務省事務次官のセクハラ発言と容認など不正が後をたちませんでした。

こうした中、安倍政権は、2019 年中に 9 条を変える改憲発議を狙っていましたが、7 月の参議院議員選挙で改憲勢力が 3 分の 2 の議席を割り込んだことや、年金 2,000 万円問題、相次ぐ大臣不正による辞任や不適切発言、大問題となった「桜を見る会」などに加え、この間の私たちの運動や各地で成果をあげている市民と野党の共闘の取り組みによって、2019 年も改憲発議を 1 歩も前に進めることはできませんでした。

しかし、菅官房長官の記者会見時における特定記者に対する質問制限や言論弾圧、「あいちトリエンナーレ 2019」の「表現の不自由展・その後」に対する攻撃など、憲法に定められた表現の自由を制限するような政府の対応が続いています。これらに対し、世田谷区職労からは「あいちトリエンナーレ 2019」に対する文化庁の補助金不交付決定の撤回を求める決議があげられています。

私たちは、この間、「安倍 9 条改憲 NO!」「桜を見る会徹底追及!」「安倍内閣は総辞職を!」を訴え、総がかり行動実行委員会主催の国会前連続行動などに取り組み、世論と運動を大きく広げてきました。具体的には、毎月実施されている「19 日行動」に結集し、各単組・局支部と一緒に行動してきました。3 月 19 日には全体で 3,000 人、東京自治労連からは 26 人、4 月には 2,400 人、8 人、5 月 1,900 人・17 人、6 月 3,500 人・14 人、7 月 1,500 人・6 人、8 月 3,000 人・24 人、9 月 3,000 人・13 人、10 月 2,500 人・8 人、11 月 2,600 人・12 人、12 月 2,200 人 7 人が参加しました。

安倍政権の権力私物化と政治腐敗に対する国民の怒りは収まらず、国会前では毎月抗議が続いています。

## (2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

核兵器廃絶の取り組みとして「2019年3・1ビキニデー」が、2月28日から3月1日まで、静岡県で開かれました。28日には静岡市グランシップ中ホールで全日本原水協全国集会・全体集会が行われ、全体で750人が参加しました。1日には、献花墓参平和行進・墓前祭（参加1300人）と焼津市文化センター・大ホールでの「被災65年2019年3・1ビキニデー集会」が開催され、全体で1500人が参加しました。

2019年国民平和行進「東京―広島コース」は、5月6日に江東区夢の島から広島に向けて出発し、7月18日には「北海道―東京コース」が山梨県から東京に入り、県境の甲武トンネルから行進旗を引き継ぎ、26日の上野公園での集結集会まで、東京自治労連はすべてのコースに行進者を配置しました。各単組もコースでの休憩所等の配置や拠点コースへの参加など、積極的な役割を果たしてきました。

原水爆禁止2019年世界大会は、8月7日（水）～9日（金）に長崎をメインに開催され、開会総会には4000人が参加しました。年々海外からの参加者が増え、国際色豊かな大会となっています。私たちは、自治労連が主催する「自治体労働者平和のつどい」、「長崎市職員原爆犠牲者慰霊献花行動」などに参加しました。閉会総会には全体で5000人が参加し、各単組・局支部からは24人が参加しました。

## (3) オスプレイ配備撤回、沖縄の新基地建設反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

### 1) オスプレイ配備撤回を求める取り組み

米空軍の特殊作戦機CV22オスプレイ5機が、横田基地に2018年10月に正式配備され1年が経過しました。この間、住宅地のすぐ隣で長時間にわたる離発着訓練や昼夜を問わず低空飛行訓練が行われ、周辺住民や基地周辺自治体もその安全性を疑問視しています。最近では機関銃の銃口を市街地にむけたまま飛行するなど、その訓練は過激になっています。

こうした中、2019年10月5日に福生市民会館大ホールにおいて、「横田基地もいらぬ！市民交流集会」が開催され、全体で700人が参加しました。また、11月24日には、オスプレイ反対東京連絡会主催の「オスプレイ配備撤回！東京大集会」が福生市・多摩川中央公園にて開催され、2,000人が参加し、横田基地周辺をデモ行進しました。

この間、東京自治労連は、「横田基地の撤去を求める会」が呼びかける毎月第3日曜日の「福生市フレンドシップパーク座り込み行動」に各単組・局支部とともに毎月参加し、オスプレイの配備撤回の大きな声をあげています。座り込みは、2020年1月19日で130回を迎えました。

### 2) 日米両政府と対決する沖縄県民・国民の闘い

辺野古埋立ての賛否を問う沖縄県民投票が2月24日（日）投票で行われました。結果は埋立て「反対」が43万4149票で72%に達し、前年に行われた沖縄県知事で玉城デニー知事が獲得した39万票を上回ったことは大きな成果です。自治労連が呼びかけた「県民投票支援行動」には全国各地から多くの仲間が参加しました。

こうした中、安倍政権は、投票結果が出た翌日から埋立て工事を強行し、沖縄県民の民意を踏みにじっていますが、工事は、軟弱地盤や活断層など難問が山積しており、埋め立ては計画全体の3%程度しか到達していません。また、2020年初めといわれる沖縄県への設計概要変更申請を、玉城デニー

知事は承認をしない立場を明確にしており、全国からの支援連帯が求められています。11月7日(木)から9日(土)には「日本平和大会」が沖縄県で開催され、東京からは54人が参加し沖縄のたたかいを大きく盛り上げました。

### 3) 日米安保条約廃棄、日米地位協定の見直しに向けた取り組み

2018年8月、全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなどを国に求め、協定の抜本的見直しにつながる動きとなっています。その後、「地位協定の改定を求める自治体意見書」は、秋田県大潟市、福岡県中間市、沖縄県豊見城市、青森県外ヶ浜町、青森県六ヶ所村で採択され、全国8道県と177市町村に達しています。安保破棄中央実行委員会が呼びかけた「日米地位協定の抜本的改定を求める国会請願署名」は、11月27日現在で8,000筆が集まっています。

### (4) 台風15号、19号災害への支援活動への取り組み

2019年も台風による自然災害が多発した年になりました。9月9日に千葉県に上陸した台風15号の進路になった地域では、強風により、ゴルフ練習場の支柱や送電線が倒され、家屋の屋根が吹き飛ばされるなどの被害が発生しました。また、残暑厳しい中、長期間にわたる停電の影響により熱中症で亡くなるなど大きな被害となりました。翌10月12日には台風19号が伊豆半島に上陸し、東日本を縦断し、多くの河川の氾濫、土砂災害などが広範囲で発生しました。東京でも多摩川が一部あふれるなど、浸水による被害が発生し、各自治体では、避難所運営など昼夜を問わず対応に追われました。また、鉄道が計画運休したことなどにより、職員の勤務体制の取り扱いが各自治体によってまちまちとなっていることも明らかになりました。頻発する自然災害に的確に対応するための共通のルールを明確にすることが必要です。

こうした中、昨年の西日本豪雨への支援同様、自治労連が呼びかけたボランティア支援に、単組・局支部への情報提供とボランティアへの参加を呼びかけたところ、困っている仲間の力になりたいと3単組1局支部から延24人の組合員から申し出があり、主に千葉県鋸南町、南房総市、館山市などの被災地に支援に入りました。人員削減などの影響で思ったように対応できない現地に力と勇気を与える活動となりました。

## 2. 労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、公契約適正化、最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度確立に向けたたたかい

### (1) 賃金の大幅引き上げ、すべての労働者の生活改善実現の取り組み

安倍政権は、この間、構造改革推進策によって、規制緩和・民営化を進め、大企業と富裕層に減税し、国民には増税を押し付けてきました。2018年度の日本企業の内部留保(利益剰余金)は、財務省「法人企業統計」によれば約463兆円。7年連続で過去最高を更新しました。一方で先進国でも唯一、賃金が下がり続けているのが日本です。大企業の労働者の賃金を月25,000円賃上げするのに必要な内部留保の割合は、主要100社でわずか1.37%であり、内部留保や金融資産の一部を活用するだけで、労働者の賃上げと下請け企業の活性化は可能です。

こうした中、国民春闘共闘・全労連・国民大運動実行委員会は「全国一律最低賃金の実現、めざせ1500円!改憲阻止、秋季年末闘争勝利、定年引上げ・人勧早期実施!」などを求めて11・7中央行

動を実施しました。厚生労働省前行動、国会請願デモ、議員要請行動及び意思統一集会、国会請願署名提出行動など、全国から延 5,000 人を超える仲間が集まり、東京自治労連の加盟の各単組・局支部からも多くの仲間が参加しました。

## (2) 最低賃金引き上げ・全国一律最賃制確立の取り組み

7月31日、厚生労働省中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に2019年の地域別最低賃金改定の基礎となる引上げ目安を答申しました。目安は4年連続で政府が示す「3%」の引上げに沿って、平均3.09%、同27円の引上げとなりました。その結果、最低賃金の全国加重平均額は901円で、17県が800円未満、加重平均を上回るのは7都府県となりました。東京などAランクが28円、京都、広島などBランクが27円、北海道、新潟などCランクと青森、沖縄などDランクが26円となりました。中央最低賃金審議会の答申では、地域間格差は最高額の東京1013円と最低額の鹿児島787円で現行224円から226円とさらに広がりましたが、全国各地の取り組みによって結果的に地域間格差は223円と昨年より少なくなりました。

東京では8月1日、第409回東京地方最低賃金審議会が開催され、その後8月5日の専門部会にて1013円が確認されました。東京春闘はこの間、東京労働局並びに審議会に対し、東京地評推薦委員の任命はもとより、審議会並びに専門部会の全面公開と意見陳述の開催を求めています。いまだ全面公開は実現していませんが、今年初めてすべての本審の傍聴を勝ち取り、東京自治労連からも傍聴に参加することができました。

また、今年最低賃金引き上げ・全国一律最賃制度確立に向け大きな動きがありました。一つは、自民党の議員や地方自治体の首長などから、全国一律最低賃金制度の必要性が訴えられる中、9月30日には国民春闘共闘委員会・全労連・東京春闘・東京地評が主催し、「19最賃確定 地域間格差是正、めざせ1500円 9・30国会内集会」が開催されました。集会では、自民党最低賃金一元化議連事務局長の務台俊介衆議院議員をはじめ、与野党から最賃政策についての挨拶がありました。会場は、立ち見となり、組織の枠を超えて、全国から220人が参加するなど、全国一律最賃制度確立に向けた大きな一歩となりました。

もう一つは、この間、全国で取り組まれている「最低生計費試算調査」を東京で実施したという事です。東京で普通に暮らすための具体的な金額を明らかにするために実施した調査は、3500件を超えるデータが集まり、東京自治労連の仲間からも580件のデータが集まりました。12月に東京地評が行った記者会見によると、北区、世田谷区、新宿区在住のモデルケースで月額256,191円から265,786円（税・社会保険料込み）が必要で、時給に換算すると1,644円から1,772円になります。この結果から、東京の最低賃金1,013円では普通の暮らしができないことが明らかとなり、データは今後の最賃運動に有効活用が期待できます。

## (3) 公契約適正化運動の前進に向けた取り組み

東京での公契約条例は、多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、世田谷区、千代田区、目黒区、日野市の8自治体で制定されています。2019年6月21日には新宿区で採択されました。また、杉並区でも公契約条例制定に向けた方針が出され、12月にはパブリックコメントの募集がされています。公共サービスの質の低下と、そこで働く労働者の労働条件切り下げを許さないたたかいは、自治労職場を含むすべての職場共通の課題です。

#### (4) 労働法制の抜本改正、8時間働けば普通に暮らせる社会の確立をめざす取り組み

2019年は、昨年強行採決された「働き方改革」一括法の実現を許さないたたかいに取り組んでいました。具体的には、裁量労働制の対象範囲の拡大反対、解雇の金銭解決制度阻止、勤務間インターバル制度の導入などです。こうした中、政府は公立学校教職員に1年単位の变形労働制の導入を強行しました。教職員の長時間労働解消のためと言っていますが、制度によって教職員の負担が少なくなることはありません。この問題は教職員だけの問題ではありません。今後、長時間労働を合法化につながる恐れがあり、各自治体で現場での具体化を許さない取り組みが重要です。

#### (5) 2019年春闘期のたたかい

##### 1) 春闘期の中央、地域での取り組み

東京自治労連は、19年1月26日に開催した第55回中央委員会で「2019年国民春闘基本要請」を決定し、東京都内で働くすべての労働者の賃金については、時間額1,500円（日額12,000円・月額230,000円）以上への引き上げをめざし、自治体・公務公共関連労働者の賃金は月額24,000円以上、時間額150円以上の賃上げをめざして取り組むことを確認しました。

12月1日（土）～2日（日）には、東京自治労連2019年国民春闘討論集会を開催し、箱根路開雲にのべ74人が集結し、2019年国民春闘方針（素案）の討論、春闘期の具体的課題・取り組みの意思統一、運動の交流と教訓を共有化について討論しました。また、今年の集会には、駒場忠親顧問を講師に迎え、「民主的自治体労働者論」について講演いただきました。

12月15日（土）～16日（日）には、山梨県ホテル春日井において「三多摩国民春闘討論集会」が開催されました。1月16日に行われた「19春闘闘争宣言行動」には、のべ750人、東京自治労連からは19人が、厚労省前要請行動、丸の内昼休みデモ、日本経団連前包囲行動に参加しました。

1月30日には、国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議は、杉並公会堂で「19国民春闘総決起集会」を開催し、全体で850人、東京自治労連からは83人が参加しました。2月21日には、東京都総務局行政部、2月26日には東京自治会館で市町村会あて「2019春闘要請行動」として申し入れを行いました。3月7日には、全労連・国民春闘共闘・東京春闘共闘・公務労組連絡会ほか主催の「労働者総決起3・7中央行動」がありました。のべ1600人が総務省前・厚労省人事院前・参議院会館・衆議院第2会館などで労働法制改悪を阻止、大幅賃上げを訴えました。東京自治労連からはのべ30人参加しています。また、東京春闘独自の行動として新宿駅西口早朝宣伝、東京労働局要請行動に取り組みました。

19年春闘期では、すべての組合員に依拠した取り組みを重視し、各単組・局支部での春闘討論集会や学習会、職場懇談会などを通して組合員の切実な要求を集約し、すべての単組・局支部で要求提出を行うことをめざして取り組みました。

##### 2) 自治体キャラバンの取り組み

自治体キャラバンパート16学習交流集会が、2019年12月11日にラパスホールで開かれ、全体で57人が参加しました。会計年度任用職員制度導入に向けた取り組みや地域経済を発展させる公契約運動の意義、今後の課題などを柱にした行動提起が行われました。

2020年で16回目となった自治体キャラバンは、1月17日の江戸川区を皮切りに2月4日の多摩市まで都内50の自治体と懇談しました。また、2月21日～22日には大島町への訪問も行いました。

### 3. 「こんな地域と職場をつくりたい」運動の取り組み

#### (1) 超勤職場訪問の取り組み

東京自治労連は、2018年に「超勤職場訪問実施要項」を決定してから、「超勤職場訪問」を全ての各単組・局支部で実施できるよう呼びかけてきました。「超勤職場訪問」は、組合員に組合活動を見せる効果があるほか、長時間勤務の縮減や直接、組合員の声を聞く機会となり、この間、多くの各単組・局支部が継続して実施しています。また、超勤職場訪問のときに行ったアンケートによって厳しい職場の現状が明らかになったとの報告もありました。

#### (2) 職場からの予算人員要求の取り組み

4月25日に「2019年度予算人員要求闘争方針」を明らかにし、職場から取り組む予算人員要求闘争として、当局の動きに合わせ、職場懇談や職場訪問で要求集約をはかり、労働組合の姿が職場に見える取り組みとなるよう提起しました。単組では、当局の動きに合わせた要求提出など取り組みが前進しました。

また、自治研推進委員会では、「予算人員要求闘争チェックシート」で進捗も把握しながら、交流を図ってきました。

このような取り組みの中で、江東区職労では、厳しい定員管理のもと、予備人員として育休代替を正規職員で20人獲得しています。

### 4. 自治体「構造改革」に反対し、自治研活動を強め住民本位の自治体づくりの取り組み

#### (1) 自治研活動を再構築し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み

##### 1) 職場・職種別交流集会の成功

19年6月15日、2回目となる「職場・職種別交流集会」を開催しました。集会は、4つの分科会「生活保護」「委託された職場・業務」「住民の生命・財産を守るために一現業職の果たす役割」「給食・用務の仕事」と1講座で開催され、76人の参加がありました。集会は、分科会・講座の議論の時間を十分にとりたい、しかも半日開催にという意見が前回出されたため、時間の配分を工夫しました。各分科会は、数回の運営委員会を開催し、内容を確認しながら作りあげました。当日は、仕事の仕方が働きやすい職場づくりに直結していることや、窓口委託の現状、開発や水道法「改正」に伴うコンセッション方式の導入など民間委託をめぐる課題、現業の退職不補充と住民への働きかけなど、分科会の内容に則して行われました。

##### 2) 第13回東京地方自治研究集会と第15回地方自治研究全国集会の準備

第13回東京地方自治研究集会は、9月に東京土建、地評など6団体との協議を行い、都内の諸団体に呼びかけ、12月25日に第1回実行委員会を開催し準備を始め、12月13日の開催を予定しています。

第15回地方自治研究全国集会は、10月3・4日に岩手県盛岡市で開催されます。成功に向けて、各単組・職域部会からも運営委員を選出していただきました。

#### (2) 「公的サービスの産業化」、自治体業務の市場化・民間委託化を許さないたたかい

##### 1) 職場からの自治研活動と地域での取り組み

職場からの自治研活動について提起するとともに、自治研推進委員会で交流をはかってきましたが、職場での取り組みでは、多忙化、長時間労働の蔓延などの中、十分な取り組みになっていません。ま



た、墨田や品川、目黒などでは、保育まつりなどが取り組まれ、保育の分野では、地域で公立保育園の民営化反対や公的保育を守る取り組みがすすんでいます。さらに、地域研究所を持つ、世田谷、板橋、文京での地道な研究活動や住民と取り組みが続いています。

## 2) 自治体業務の変質を伴う自治体行政の変化

「自治体戦略 2040 構想」や Socirty5.0 を受け、AI・IoT・RPA などの新技術を駆使した「スマート自治体」づくりが国や東京都で急速に進んでいるとの、行財政委員会での指摘がありました。それを受け、8月の拡大中央執行委員会で「自治体業務へのAI・IoT・RPAなど新技術の導入への対応の基本点について」を提起し、併せて自治体要請のヒナ型を発出しました。それとともに、19年度予算人員要求でも、「働き方改革」などの名で、職場に浸透しないよう十分な注意を払うよう呼びかけ、各単組、局支部に調査を呼びかけました。まだ、十分ではありませんが、2局支部、6単組から集約しています。引き続き、未集約の単組・局支部に提出をお願いしています。

窓口委託では、足立区戸籍業務の民間委託によるプライバシー侵害裁判の判決が3月1日に出され、賠償請求は棄却されたものの、窓口の委託を断罪するものとなりました。また、都税事務所で郵送業務の集中化と民間委託、窓口業務の委託の試行がされています。

また豊島区では、東京労働局の総合窓口課の偽装請負の摘発を受け、全庁的な委託の見直しが行われ、総合窓口課等で正規職員（足りない場合は派遣職員）への変更が行われました。

## (3) 予算分析

予算人員要求の基礎となる行政分析の一環として、東京都と区市の予算分析に取り組みました。

### 1) 19年度東京都予算の予算分析

19年度予算は、1月25日に予算案を公表しました。この予算では、小池都政を一言で表現すれば、自民党政治と小池流儀で闘うのではなく、安倍政治と財界路線に忠実な政治路線をとり、築地を守るなどの都民との公約を破り、政治家としての基本的なモラルや資質が問われています。都政は、国の忠実な出先機関への変質の途上にあると言えます。

さらに、小池知事は、「東京は『稼ぐ力』を戦略的に高める」ために、「中小企業の活性化や、世界から投資を呼び込む成長戦略の展開」などの施策を積極的に行うとし、政府・財界の戦略を牽引する役割を果たそうとしています。子どもや高齢者などにかかわる予算も一部重視していますが、全体としては日本経済を牽引し、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、さらに大型開発を重視した「3つのシティ」実現の予算編成を打ち出しました。

### 2) 19年度区市の予算分析

19年度区市の予算分析は、4区（世田谷・足立・豊島・文京）と、前年度より1区増え、19年5月に「区の予算分析」としてパンフを発行しました。今後、予算人員闘争とも結合させた予算分析の必要を訴え、多くの単組での取り組みに広げていく必要があります。また、本来の自治体の役割である「住民生活を守る」観点から、市区の姿勢を明らかにすることも、予算分析の重要な課題です。さらに、区政民主化とも結んだ活用も重要です。

### 3) 20年度東京都予算の予算分析

20年度東京都予算は、1月25日に予算案が提案されました。今後、都庁の皆さんの協力の下、分析をすすめます。

## 5. 生活改善できる公務員賃金の引き上げを求めるたたかい

### (1) 2019 年人事院勧告期の取り組みについて

東京自治労連は、東京地評公務部会・東京春闘共闘の一員として4月19日に、内閣府人事局、人事院、特別区人事委員会、4月24日に東京都人事委員会へ官民共同の要請行動を実施し、「東京に働く公務労働者の2019年賃金等に関する要請書」をそれぞれ手交しました。また、6月5日には、関東甲越ブロックの取り組みとして人事院関東事務局要請行動が行われました。

7月19日には、「公・民 大幅賃上げ実現！7・19人事院前行動」が行われ全体で118人、東京自治労連からは19人が参加しました。

9月12日、13日、東京自治労連は東京春闘共闘会議とともに「官民共同行動」として東京都人事委員会と特別区人事委員会へ要請を行いました。「2019年人事委員会勧告作業に関する公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める要請書」を提出し、①定年延長など高齢期雇用のあり方②非常勤職員制度の抜本改正③労働時間短縮ほか、働くルールの確立等を柱に要請を行いました。

### (2) 2019 年賃金確定闘争の取り組みと到達点

人事院は、8月7日に国家公務員の給与に関する勧告を行い、6年連続で俸給表と一時金を引き上げ、例月給については387円・0.09%増、一時金については0.05月増の年間4.50月としました。初任給では、高卒初任給を2,000円、大卒初任給を1,500円引き上げるとしました。

東京都人事委員会勧告は、10月16日、一時金については0.05月の引上げ(4.60月→4.65月)としたものの、例月給については公民較差を47円(0.01%)とし、4年連続で給料表の改定を見送りました。給料表の改定が見送られたことにより、東京都に準じて給料表を使っている三多摩の自治体の一部では、高卒初任給が時間額に換算すると東京の最低賃金1,013円を下回るようになります。

特別区人事委員会は、2018年の勧告で月例給について公民較差で▲9,671円(▲2.46%)の「マイナス勧告」を行いました。2019年は月例給公民格差▲2,235円(▲0.58%)を解消するため、給料表を4月に遡って改定するとマイナス勧告を行いました。一時金については0.15月引上げるとしたことから、年間給与は22,000円の増となりました。各区職労は、組合員以外の管理職員、非常勤職員等も対象とした「特別区人事委員会抗議署名」に取り組んだほか、抗議行動や決起集会に参加を呼びかけ、昨年に匹敵する多くの組合員が結集しました。この結果、月例給は引き下げるものの「所要の調整は行わず、年間給与平均51,000円の増となりました。また、今年度の退職手当への影響も阻止させることができました。

## 6. 自治体非正規・公務公共関係労働者の雇用安定と賃金労働条件改善をめざすたたかい

1) 2020年4月からの会計年度任用職員制度施行に向けた、賃金・労働条件の運動により、悲願だった一時金支給が実現しました。当局の当初提案が、正規職員より低額だった単組もありましたが、会派要請行動や懇談を実施し、多くの単組で同月数を勝ち取りました。

制度発足時の移行方法については、基本的に非公募とし、再度の任用は文京区、世田谷区で更新上限なしとしました。

初任給は、現在の報酬水準を基礎として給与表の直近上位に格付けて決定することを基本とすることを7区で到達しました。多摩市では専門スタッフを行1-66号給とすることができました。

このほか、昇給については板橋区で「今後研究し、労使で協議」とし、今後の展望を作り出しました。

2) 豊島区は校庭開放事業を民間委託することを決定しました。公共一般豊島支部は、学校開放員の臨時職員 54 人に組合加入を呼びかけ、過半数を組織化して運動強化しました。住民団体への周知や署名活動、区議会会派要請、ストライキ通告により、豊島区の民間委託を撤回させることができました。

## 7. 労働安全衛生活動の取り組み

### (1) 東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会の取り組み

2019 年度の東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会は 6 回開催し、各単組・局支部での労働安全衛生活動の方針と体制の確立（労働安全衛生を労安と記載）、各組織の労安活動の情報と課題や要求、当局の対応などについて活動交流を行いました。今年度に重視した取り組みは、ストレスチェック、超過勤務実態調査など労安課題に関わる情報を各単組・局支部から提供頂き、推進委員会で意見交換を行うことでした。しかし、会議開催回数や参加者が少ないため意見交換が十分に行えないことが課題となっています。

第 18 回労安集会に向け、各推進委員が分科会や基礎講座の担当者になり運営に係る諸準備を行ってきました。

保育部会としても、保育部会総会で、労働安全衛生活動の方針が確認し、9 月の労安集会に向けて活動をしてきました。推進委員が定着している単組もあれば、一年ごとに代わる単組もある中で、委員会の参加を追求しています。ここ 2 年、総会後の推進委員会では、労安活動についての思いを自己紹介も含めて出し合い、労安のことが判らなかつたが、少しずつわかるようになっていく、単組に持ち帰るのが難しい、学んでいきたいなどの意見が出されてきています。

ここ数年の経験の中で、労安の位置づけが少しずつ変わってきています。保育園職場では、年休がとりづらい、サービス残業が多すぎる、人員が不足しているなどが、区職労とのアンケート調査で実態が判明し、そういった情勢が労安活動の重要性を意識させているのだと思います。超勤問題は、遡及させることが目的ではなく、新規採用を勝ち取ることが最大限です。人員が増えることで、労働条件が守られ仕事も楽しくなってきます。推進委員会では、楽しく議論をしながら労安活動を取り組んでいます。

### (2) 東京自治労連第 18 回労働安全衛生活動交流集会

東京自治労連第 18 回労働安全衛生活動交流集会を 9 月 8 日に開催し、午前の全体会、午後の分科会の延べ参加者は 165 人となりました。基調報告では、集会の目的・意義をはじめ、「年次有給休暇の取得状況や変形労働制の導入状況」、「過労死等の労災補償状況」など、厚生労働省が公表しているデータをもとに、働くものの労働と健康をめぐる状況が報告されました。

記念講演は、今年 6 月、ILO（国際労働期間）においてハラスメント条約が採択されたことを受け、東京社会医学研究センター理事の門田裕志氏を講師にむかえ、日本のハラスメント対策についてお話していただきました。講演では主に、パワハラ、セクハラに関連した日本の法律の内容と問題点について、パワーポイントを使って丁寧に説明いただきました。記念講演のあと、板橋区職労と保育部会から、それぞれの労働安全衛生活動の取り組みについての特別報告がありました。

午後は 3 つの分科会と基礎講座に 73 人が参加しました。第 1 分科会は「長時間労働・不払い残業

の実態とその根絶に向けた取り組み」16人、第2分科会は「保育職場の労働安全衛生活動」32人、第3分科会は、「職場のハラスメント問題とその対策について」16人、基礎講座には「労働安全衛生活動の基礎」9人が参加しました。また、第3分科会には、記念講演の講師門田裕志氏、基礎講座には社会医学研究センター理事の村上剛志氏を迎え専門的な立場から助言いただきました。

### (3) 自治労連、働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集した取り組み

6月1～2日、自治労連第23回労働安全衛生・職業病全国交流集会在滋賀県で開催され、全国から75名が参加し、東京自治労連、板橋区職労、衛生局支部、江東区職労、町田市民病院労組から7名が参加しました。集会では、「ハラスメントのない働きやすい職場づくり」と題した記念講演をメンタルサポート京都理事 山村 隆 氏より受け、続いて「知っていますが？公務災害認定・保障制度」リーフミニ学習、公務災害認定闘争（神奈川県職労連）、長時間労働改善の取組（京都府職労・滋賀県職）が報告され、労安課題について状況や情報の共有化を行いました。2日は、分科会が開催され、①ハラスメント法規制の現状・職場での予防対策、②長時間労働 法規制の現状・職場での改善対策、③夜勤労働と健康を考える、④メンタルヘルスの4分科会が開催され、交流を深めました。

働くもののいのちと健康を守る東京センターの取り組みでは、5月18日に第6回労働安全衛生学校が開催され、全体で62名、東京自治労連からは5名が参加し、働くものの健康法について記念講演を通じて深めるとともに、今回は各団体（東京土建、東京民医連、都障教組、品川区職労）より、安全衛生や職場環境、働き方改革による労働条件改悪について報告を受けました。

6月29日には、第16回総会が開催され、全体で66名が参加し、記念講演として「過労死 その仕事、命より大切ですか」朝日新聞記者 牧内昇平 氏より受け、過労死問題を深めました。また、11月17～18日に山梨県で開催された第19回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会上に単組とともに参加し、学習と交流を深めてきました。

## 8. 社会保障改悪をはじめとした国民犠牲反対、住民本位の自治体施策を守り発展させる取り組み

### (1) 消費税増税阻止にむけて

消費税導入から30年。18年12月「10月消費税増税10%ストップ！ネットワーク」が結成され、消費税増税中止での「一点共闘」で「2019年10月からの消費税10%中止を求める請願」署名が始まりました。5月24日には、日比谷野外音楽堂で「消費税増税中止ネットワーク全国集会」を開催し、1,500人（東京自治労連10人）が参加し、集会終了後は、銀座をパレードしました。

軽減税率やポイント還元の実施やそのためのレジスターの変更など事業者・消費者とも翻弄される中、税率引き上げ目前の9月12日の国会院内集会には、全国から600人が参加しました。院内集会はさらに参加者があふれ国会前での路上集会・宣伝となりました。署名は、当日43万人分。累計108万6001人分を国会に提出しました。

また、東京自治労連も参加する「消費税廃止東京各界連絡会」は、毎月大塚駅前定例宣伝行動を行いました。それに加えて、2・3・6月はキャラバン宣伝行動として、都内各地で宣伝行動を行いました。この宣伝行動には、地域の東京土建、新婦人などの協力も得て、延べ200人を越える参加で、ティッシュ2,500個以上を配布し、署名も約250筆を集めました。

消費税は、所得の少ない人ほど負担の重い税です。行き過ぎた大企業減税をやめ、富裕層に応分の負担を求め、防衛費や政党助成金、無駄な公共事業費などを見直せば、財源は生まれます。本来「税」が果たすべき『所得の再配分』による格差の是正と貧困の解消」機能を取り戻すことが必要です。

10月から税率は10%に引き上げられましたが、10月以降も「消費税廃止東京各界連絡会」に結集し、「消費税5%への引き下げを求める」署名に、取り組んでいます。

## (2) 社会保障制度の改悪を許さない取り組み

### 1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み

この間、社会保障の改悪を許さず拡充を求め、全労連、自治労連などの運動に積極的に参加してきました。中央社保協、全労連などが提唱する医療・介護の大改悪を阻止するための「安全・安心の医療介護大運動」の一環として署名運動に取り組み、今年も、中央社保協作成の国会請願署名に「国保組合の育成・強化」「若い人も安心できる年金制度」の2項目を加えた「安全・安心の医療介護を実現する」署名に、東京社保協や東京地評などと取り組みました。

中央社保協や保団連、自治労連、医労連などで行う実行委員会が、19年10月17日に開催した「憲法・いのち・社会保障まもる10.17国民集会」は、全国から2,500人以上（東京自治労連19人）が参加し、集会終了後は、サウンドカーも出て、銀座をパレードしました。

中央社保協や全労連、自治労連などが主催して、19年11月23日に開催された「第9回地域医療を守る運動全国交流集会」には、全体で150人超（東京自治労連7人）が参加し、9月に厚労省が発表した「公立・公的病院424病院の再検証」に反対し、地域から病院と医療を守る取り組みについて意見交換をしました。

東京社保協に結集した取り組みでは、19年3月24日に総会を開催し、芝田立教大学教授の記念講演「自治体戦略2040構想と社会保障改革、その財源」を受け、各地の運動交流、今後の闘いの意思統一を行いました。また毎月の幹事会では、国民健康保険や医療、年金、生活保護などの取り組みと情報交換を行いました。

19年3月2日の「春を呼ぶ白衣宣伝」&「金属労働者東日本集会」に東京医労連と共同して、東京自治労連から衛生局支部、町田市民病院労組、公立昭和病院労組が参加し、上野駅前での宣伝行動の後集會に合流しました。また、毎月第4土曜日には、サタデーアピール宣伝行動や、ナースウエーブ看護の日行動などにも参加し、医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等を訴えてきました

また、隔年で開催される自治労連「第15回自治体病院集会」は、11月9・10日に台風19号の爪痕残る長野県・戸倉上山田温泉で開催され、全国から120人（東京自治労連から7人）が参加しました。集会では、厚労省による「再編・統合」の押しつけに全国から怒りの声！全国の仲間と学び交流、住民のいのちと健康を守る地域医療拡充のため今後のとりくみに向け意思統一が図られました。

### 2) 東京の医療構想に反対する取り組み

厚労省は、9月24日突然「公立・公的病院424病院の再検証」を求めるとして、全国で424病院、東京では10病院（九段坂病院、台東区立台東病院、済生会中央病院、東京大学医科学研究所付属病院、済生会向島病院、東京城東病院、奥多摩病院、村山医療センター、都立神経病院、町立八丈病院）が名指しされました。この動きに対して、「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京実行委員

会」に参加する団体に呼びかけて、11月15日厚労省レクチャーを開催し、地域からの声を届けるとともに、厚労省の説明を聞きました。

この間医療制度改悪の一環として地域医療構想を取り上げ、2次医療圏ごとに開催される「地域医療構想調整会議」に傍聴参加し、資料整理、提供や意見交換を行ってきました。19年11月～12月にかけて19年度第2回目の「地域医療構想調整会議」が開催され、「公立・公的病院424病院の再検証」で名指しされた病院を含む医療圏では、その病院が地域でなくてはならない病院であることを確認しましたが、東京都はその意見を厚労省に意見反映するとは、確約しませんでした。

この間、東京自治労連が事務局を担う「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京実行委員会」は、7回の会議を開催しました。会議では、地域医療構想調整会議を傍聴し、調整会議で明らかになった問題点などを共有化しました。「公立・公的病院424病院の再検証」問題や「都立病院の地方独立行政法人化」などについて問題点の共有化を図ってきました。

### 3) 介護制度改悪を許さない取り組み

東京自治労連も参加する「介護をよくする東京の会」では、19年3月3日に「介護交流集会」を開催し、全体で40人（東京自治労連7人）が参加しました。集会では、自治体や介護現場から見える現状について意見交換がされ、各地の実態を交流しました。また、19年10月6日には「介護学習交流集会」を開催し、介護の現状と課題について交流しました。

全国の取り組みとして、19年6月27日に「2019自治労連介護関係労働者全国交流集会」が開催され、全国から66人が参加し、総合事業などの実態が交流されました。また、19年11月10日には、全労連、中央社保協などの実行委員会で「介護全国学習交流集会」が開催され、全国から154人（東京自治労連からは3人）が参加し、介護報酬改定や「我が事・丸ごと地域共生社会」づくりなどについて交流しました。

また、11月10日には「介護電話相談」が行われ、全国から121件（うち東京は45件）の相談が寄せられ、東京自治労連からも相談員として参加しました。

### 4) 生活保護の拡充を求める取り組み

18年5月に提訴した「新生存権裁判」は、この間6回の公判が開かれ、13年8月から15年の3年間で平均6.5%、最大10%の生活扶助費の引き下げの根拠とされた「デフレ調整」（08年～11年のまでの間に4.78%の物価下落が生じたので、その分実質的な購買力は上がりました。そのため基準額を下げる事が出来るとして行った削減額分が誤りであることを指摘し、国の説明を求めています。国は満足な説明が出来ません。また、毎回の公判では、原告の訴えとともに、100人を超える傍聴者で傍聴席を埋め励ます行動を続けています。

### 5) 後期高齢者医療制度、国民健康保険、年金に対する取り組み

後期高齢者医療制度に対しては、「75歳以上の窓口負担2割に反対する」署名また、国民健康保険の高すぎる保険料については、東京社保協・地評などが中心となる「子どもの均等割をなくし、保険料の軽減を求める」署名。さらに、年金についても、全労連・中央社保協などが取り組む「国の責任で若者も高齢者も安心できる年金制度の確立を求める」請願署名に今年も取り組みました。

### 6) マイナンバー制度に関わる取り組み

総務省は、19年6月5日「デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」の事務連絡を出し、続いて6月28日「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について(依頼)」を各都道府県総務部長・各政令指定都市総務局長あてと地方職員共済組合・東京都職員共済組合・地方公務員共済組合連合会等あてに通知しました。これを受けて、各単組・局支部に文書を発出し、当局に対してマイナンバーカードの取得が強制とされないよう確認を求めました。各単組では申し入れで「強制しない」ことを「確認」し、共済組合からの交付申請書の扱いも確認しました。健康保険証のマイナンバー利用は義務付けではなく、この間指摘しているように、マイナンバー附番により国民の個人情報に国が集中管理しようとしていることの問題点や、プライバシー流出の危険性を改めて指摘し、注意喚起をしました。

また、この間、マイナンバーの自治体業務での活用や個人カードの取得について「マイナンバー情報交換会」を開催してきました。しかし、職場でのマイナンバーの活用や個人カードの取り扱い、情報連携の進捗、職場での対応などについて情報交換は、十分行うことが出来ませんでした。今後、健康保険証だけでなく戸籍との連携や、さらに、AI・IoT・RPAなどの新技術への対応、個人情報の一括管理、ビッグデータ化がすすめられていることにも、十分な注意が必要です。

## 7) 保育分野の取り組み

自治労連も参加する「よりよい保育を執行委員会」は、19年2月27日に16万筆の「子どものために予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求める署名」を提出し、全国会議員への要請を行い、最終的に120万筆の署名を提出しましたが、採択にはあたりませんでした。また、都議会に対しても「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」の「東京の待機児童の解消と保育の質の向上を求める請願署名」を6万筆弱を提出しましたが、請願は不採択となりました。

19年9月から始めた「すべての子どもに格差なく、等しく質の高い保育を保障するために、保育・学童保育関係予算の大幅増額と施策の拡充を求める」請願は、12月に閉会した第200回国会の参議院で一部採択となりました。採択された項目は、1. すべての子どもに質の高い保育を保障するために、保育・学童保育職員を増員すること。2. 待機児童を解消するため、質が確保された認可保育所等や学童保育を整備・拡充すること。4. 子育てしやすい労働環境を実現するために、仕事と子育ての両立支援策の拡充など必要な措置を講じること。です。さらに、1月に始まった国会での全採択をめざして紹介議員の獲得などに奮闘しているところです。

東京自治労連保育部会は、19年3月27日に福祉保健局要請を行い、東京都の19年度予算や東京都の保育施策についての説明を求めました。特に「幼児教育・保育の無償化」に係わる財源などについて意見交換をしました。また、現場の実態を訴え、公立保育園について「園庭もあり、経験豊かな人材のいる公立保育園こそ待機児童解消に活用すること」を訴えましたが、「施策は実施自治体が決めること」と、東京都としての態度を明らかにしませんでした。

6年目を迎えた「若手保育士の連続講座」は、運営委員が定着し、若手中心の活動が行われています。今年度は、若手の運営委員と執行部との疎通が十分でなかった反省から、執行部との係わりを提起し、職場からの参加を位置づけたことから大幅に参加者が増えました。

「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴い、「給食費(副食費)の徴収」「公立施設分の財源の10/10負担」が明らかになりました。給食費(副食費)の徴収は、23区では従来通り自治体負担とするところが多く、新たに徴収したのは3区のみでしたが、多摩地域では、0円としたのはわずか3市で、多くの自治体で徴収が始まりました。新たな三多摩格差となっています。

保育部会との保育闘争委員会は、ほぼ月1回の開催で、闘争課題の整理や意見交換を行っています。4月には、公立保育園の民営化攻撃との闘いの再構築が必要と判断し、「公立保育園の民営化攻撃とたたかうための基本的な考え方」を發出し、地域での取り組みを呼びかけました。また、東京段階で、保問協、福祉保育労などと地域からの運動づくりについて協議しました。

#### 8) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

悲惨な児童虐待事例がマスコミを賑わせています。また、20年4月から特別区での児童相談所設置を控えて関心も高い中、自治労連の第21回社会保障集会(19年6月15・16日)や、第2回市町村・児童相談所等の子ども家庭相談担当職員全国交流集会 in 千葉(19年9月21・22日)が開催されました。現場の実態が報告され、大変参考になる集会でした。

### (3) 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換と TPP からの撤退、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

#### 1) 原発ゼロ、再生可能エネルギー実現のために

19年3月8日には、「原発のない未来へ! 3・8 全国大集会 IN 代々木公園」(主催: さようなら原発1,000万人アクション)が開催され、全体で2,000人(東京自治労連から23人)が参加するなど原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換は、安倍政権 NO の取り組みとも結んで、粘り強く続いています。また、野党共同の法案として、国会に「原発ゼロ法案」が提出されましたが、全く審議が行われていない状況です。

また、福島では4万人を避難者がいる一方、政府は、帰宅困難地域の縮小と帰還を、補償の打ち切りと一体ですすめています。一方、事故に対する補償を求める裁判が各地で起こされ、国・東京電力の責任を認める判決も出されています。

#### 2) 教育の改悪に反対する取り組み

19年2月2日に開催された「2・2 東京教育集会 2019」は、全体で200人が参加し、リレートークで現場の状況を浮き彫りにしました。また、集会には、東京自治労連として協賛しました。

20年2月1日には、「2・1 東京教育集会 2020」が開催され、全体で140人が参加し、特別報告として「公教育への侵蝕をすすめる教育・IT 産業と東京の教育」の報告も行われ、東京の教育における IT 産業の侵蝕状況もわかるタイムリーな集会となりました。

また、子どもの貧困の解決や、「教育の無償化」が政治課題となる中、ゆきとどいた教育をすすめる都民の会がすすめる「東京のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」や東京私大教連の「私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額をもとめる請願」などの署名に取り組みました。

### (4) 都政重要課題に対する取り組み

#### 1) 都立病院を守る取り組み

都立病院の地方独立行政法人化に反対し、「都立病院の充実を求める連絡会」とともに、18年11月から「都立病院を直営で充実させ、地方独立行政法人化をやめてください」署名に取り組みできました。また会の呼びかける学習会や都民集会などに参加してきました。

19年12月4日の都議会定例会の所信表明で小池都知事が突然「8つの都立病院と6つの公社病院をともに独立行政法人化する」と表明したことから、署名の規模を拡大し、全単組・局支部の取り組みとするために、連絡会の作成パンフを活用して呼びかけました。12月17日には、新宿駅西口での



緊急宣伝行動にも参加しました。

さらに、12月25日には「新たな病院運営改革ビジョン」が打ち出され、パブリックコメントが行われています。東京自治労連として、ヒナ型も示して、全単組・局支部からパブリックコメントを送るよう取り組んでいます。

## 2) 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み

「オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」に参加し、運営委員会では、施設建設、費用負担、大会運営や都民のスポーツ権を保障するための要求など多角的な検討をしています。

また、IOCに、大会費用負担や酷暑対策などで質問も行いました。開催が迫る中、オリンピック・パラリンピック会場への「旭日旗」の持込みを規制しない問題や、ボランティアの処遇や酷暑対策、小中学生への観覧の強要など多岐にわたる問題が噴出しています。都民の会として、組織委員会や東京都への申し入れや、市民討論会などを検討しています。

## 3) 都民要求大行動実行委員会の予算要請

東京都が唯一要請に応じている「都民要求大行動実行委員会」の予算要請には、オブザーバーとして参加してきました。要請交渉当日の19年11月1日は、1日交渉に参加しました。

# 9. 民主的自治体建設、国政民主化のたたかい

## (1) 首長選挙

自治労連の推薦に基づき、神奈川県、島根県、高知県の知事選挙、静岡市、浜松市、広島市、京都市の市長選挙で、候補者を推薦しました。なお、大阪府知事選挙・大阪市長選挙、堺市長選挙について、自治労連の要請に基づき、支援行動に参加しました。

また、東京地評の推薦に基づき、大田区、台東区、渋谷区、墨田区、北区、江戸川区、世田谷区、足立区、清瀬市、八王子市、府中市での首長選挙の候補者を推薦しました。板橋では広範な民主団体や区民とともに「みんなで作ろう みんなの板橋」を結成して統一候補を擁立し、区長選をたたかいました。

## (2) 国政民主化のたたかい

19年度は参議院議員選挙の年でした。東京自治労連として、初めて公開質問状を作成し、東京選挙区の主な候補の政党として、自由民主党・公明党・立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社会民主党、日本維新の会、れいわ新選組に送付しました。回答期限までに回答のあった立憲民主党・日本共産党・れいわ新選組については、回答を各単組・局支部に送付し活用いただきました。

# 10. 組織拡大強化と自治労連共済

## (1) 単組・局支部との日常的な組織拡大の意思統一

春の拡大月間、秋の拡大月間での、方針の意思統一と活動交流をすすめるため、書記長・組織部長会議を2019年1月28日、組織拡大強化推進委員会を3月15日、4月22日、5月27日、6月24日、7月26日に開催しました。

## (2) 第20回組織集会

7月26日に開催した第20回組織集会は、全体55人で行いました。「拡大につながる組織づくり～強い組織とは～」自治労連愛媛県本部・高尾佳孝執行委員長より講演が行われ、県本部として単組が開催する新規採用者の説明会に複数参加して、加入につながる言葉がけや工夫と今後の課題を分析したことなど、具体的な取り組みを話しました。参加者からは、「目からうろこの話もあり、単組に持ち帰って、弱点克服してさらなる組織強化に向けてがんばる」等の感想が寄せられました。続いて、基調報告を行い、第1次組織拡大・強化中期計画3年度総括(案)を提案しました。

また、特別報告は、足立区職労が「春の組織拡大強化月間における取り組みについて」、板橋区職労が「青年部活動」を行いました。午後からは3つの分科会に分かれて交流し、19年春の組織拡大月間の総括と秋の拡大月間に向けた意思統一の場となりました。

## (3) 春・秋における組織拡大月間の取り組み

### 1) 19年春の組織拡大月間

新規採用者組合加入をめざす、春の拡大月間の準備段階では、職場懇談会を軸に組織強化を重視しました。各単組・局支部は、新規採用者、未加入者、非正規・公務公共関係労働者、次世代育成、共済の目標と計画を作成して取り組みました。

さらに、単組の組織実態と具体的な取り組みの把握し、東京自治労連と連携して4月の新規採用者の加入に向けた取り組みをすすめるため、1～3月に、東京自治労連と単組の懇談を行いました。

東京自治労連と単組懇談・組織調査で明らかになったことは、単組・局支部役員の欠員が生じている中で、①次世代役員選出の努力が継続されている、②ベテラン役員が退任し、若年役員が増えている、③若年の経験不足を執行部や基礎組織の中堅・熟練役員がリードしながら、経験を積ませる努力が強化されていることです。

懇談の中で、東京自治労連に中堅役員になり始めた次世代役員に労働運動の実践の学びと同世代の交流する場を設けること、その際、参加対象者の状況に配慮して、東京での一日開催と宿泊開催が要望として出されました。

第一次組織拡大・強化中期計画に基づいた組織拡大強化を、東京自治労連と単組・局支部の連携ですすめました。とりわけ、春闘の職場懇談会から批准投票の時期の2週間(1月下旬～2月上旬)、4月2日から2週間は拡大集中期間に設定し、日報も求めながら組織の拡大・強化に取り組みました。

19年春の拡大月間では、新規採用者〇〇〇人を含む、全体で〇〇〇〇人が加入しました。

新規採用者の拡大では、①準備段階から青年が主体的に取り組み、組合説明会で青年自身が仲間とともに説明する単組・局支部が増え、②単組・局支部のサークルに所属する組合員が、組合説明会で加入を呼びかけるなど拡大する活動が広がりました。

5月の連休明けから後半の期間では、複数の単組・局支部で執行委員会を軸に情報集約と今後の取り組みを確認し、拡大期間終了まで新規採用者に声をかける活動が続けられました。

昨年度比増勢となった単組・局支部は、公共一般382人、文京区職労93人、経済支部31人、都庁法人13人の3単組1局支部となりました。

東京自治労連・春の組織拡大月間ニュースは2月25日から6号発行したほか、東京自治労連女

性部の活動は 8 号、東京自治労連青年部ニュース TOPICS（トピックス）は 4 号発行し、単組・局支部の奮闘を伝え、励ましながら取り組んできました。

2018 年 7 月からの一年間で、青年役員選出は 48 人で、内訳は、単組・局支部執行部 20 人、支部・分会は 21 人、補助組織は 7 人となりました。執行委員は 2 単組で増えて、執行部の青年役員は 9 単組 2 局支部で選出されています。

## 2) 19 年秋の組織拡大月間の取り組み

東京自治労連組織拡大・強化中期計画を策定して 4 年目の秋の組織強化拡大月間となり、2 回の集中拡大期間を設定して取り組みました。

19 年秋の組織拡大月間に向けた書記長・組織部長・二重加盟役員等会議を 9 月 13 日、組織拡大強化推進委員会を 10 月 25 日、拡大中央執行委員会（10 月 7 日、11 月 11 日）の際に「組織拡大強化拡大推進本部」を開催し、取り組みの基本的な意思統一を行いました。また、組織化の困難単組懇談会を 10 月 18 日に開催し、3 単組 1 局支部が参加し、困難な状況でも果敢に取り組んでい

る他の単組の取り組みに励まされた懇談となりました。

全体の取り組みを促進するため、単組・局支部の確定闘争での組織強化の状況、組織拡大の取り組みを秋の拡大強化月間ニュースで伝えました。

取り組みの違いはあるものの、人事委員会勧告・賃金確定闘争という大きな要求闘争の中で、全体として要求闘争と結合した組合加入と次世代育成を重視して取り組まれました。とりわけ、特別区人事委員会勧告が不当勧告となる中で、世田谷区職労では賃金確定闘争を次世代育成の取り組みと結合させてたたかいを強化しました。週一回実施した早朝ビラ配布は、行動参加者の半数以上が青年の職場委員となるなど、ベテラン・中堅・青年が一体で、賃金確定闘争勝利に向けて奮闘しました。また、板橋区職労は交渉組織のブロック集会で青年部副部長が決意表明を行い、要求闘争勝利に向けた気運を高めました。

この中で、自治体正規職員では 7 単組 1 局支部で 30 人が加入し、非正規・公務公共関係労働者を含め計 102 人の加入となりました。また秋の拡大月間期に 4 単組 1 局支部で 7 人の次世代役員の選出も行われています。

女性部では定期大会後に女性が働く上で求めている要求をつかもうと、「女性の要求アンケート」を 8 月～10 月に取り組み、456 件の集約から、三大要求にまとめることが出来ました。内容は、1. 婦人科検診の毎年実施（毎年実施の必要性の知識を深めるため学習する）、2. 部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備、3. 育休代替の正規職員配置となりました。

## (4) 次世代役員育成の取り組み

### 1) 東京自治労連青年部、東京の自治体で働く青年交流会

東京の自治体で働く青年交流会は、青年組合員の交流の機会と公設市場としての豊洲市場の役割や移転問題について学習をするため、「移転してどうなの？豊洲」を 6 月 22 日に開催しました。3 単組 3 局支部 26 人が参加しました。豊洲市場内で東京中央卸売市場労働組合・中澤執行委員長から市場の建設に不備があるため、労働者の死亡事故などが起こっている問題や卸売り市場法改悪による消費者の影響などを学びました。参加した青年たちは、「都政の仕事にちなんだ社会科見学ができて良かったです。」「市場を利用することはなくとも、消費者の一人として、無関係な内容ではないと思った。」と感想が出されました。

「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト 2019」を9月14日～15日に開催し、5単組3局支部17人が参加しました。「自治労連ってなあに？組合活動ってナニスルノ？」を東京自治労連の書記長が講演し、分科会①「組合員を増やして繋がる」は組合説明会や新人歓迎行事について、それぞれの組合の取り組みや経験を交流し、青年部や青年の繋がりについても考えました。②仕事のT\_T(大変、辛い)変えていこう！～NO MORE 残業～は、超勤が起こるのはなぜなのか出し合い、どのように改善するのか、率直な意見交換をしました。青年たちは、「地方自治体で働くことの意味や守るべき意識など職場だけでは学べないが、仕事をするうえで大切なことを学べた。」「様々な自治体職場の実情を意見交換で来て興味深かった。」等の感想が出されました。

第17回定期大会は、1月31日に代議員・傍聴32人で開催しました。質疑討論では、板橋区職労は「主任主事試験対策講座の後、合格した組合員から組合活動の手伝いがしたいという人が出たり、組合加入があった」、多摩市職は「昨年11月1日に青年部の結成大会を行った。結成大会の案内とアンケートに配布し、職場要求等の意見を集約した」と発言がありました。また、7人の役員が選出されました。

東京の自治体で働く青年交流会の冬の企画は、2月2日にボウリング大会を17人で行いました。3チームに分かれて対戦し、終了後に個人で1位から3位とブービー賞を授与しました。その後の交流会では、初めて参加した2人の青年を囲んで、青プロ等の企画への紹介を行い、青年同士の繋がりを広げました。

自治労連は、自治労連・自治労連共済30周年事業として、自分たちの仕事と職場、地域と社会を語り、ブロック内で地方の垣根を越えた青年のつながりをつくり、自治労連運動の根幹である「民主的自治体労働者論」継承と発展をめざすために方針を確立したため、東京自治労連は「自治労連関東甲越ブロック青年未来づくりプロジェクト取り組み方針」を確立しました。

## 2) 役員労働学校

2015年度～2019年度の5年間に単組・局支部で選出された次世代役員は322人となっており、単組・局支部の中核を担う役員が生まれているため、こうした役員が自治労連運動の理論と実践を学び、お互いの親睦を深める場として、役員労働学校を9月28日、10月5日～6日に開催しました。6単組1局支部から15人が参加しました。

「職場の主人公は自治体労働者、行政の主人公は住民」「職場要求の実現と自治体民主化に向けて労働組合はどう取り組むのか」の講義の後、江東区職労の元委員長から組合活動体験談として、「労使交渉力」のテーマで話しました。次に、実践学習として、テレワークが当局から提案されたことを仮定して、各参加者が要求書案を作成し、全体で議論して、解明要求書をまとめました。江東区職労の元委員長等を当局役にして、実戦さながらの団体交渉を行いました。参加者からは、「区職労の三役になったことを想定して話を聞きました。交渉するにあたり、事前準備、根回し、情報入手などのかなりの努力をしないとまとまるものもまとまらないのだと感じた。」「はじめて解明要求書を作成しました。短時間でしたが、文章の作り方や集中して話し合うことが勉強になりました。」等の感想が出されました。

## 3) 単組・局支部の取り組み

青年組合員がフィールドワーク(現場を観察し、同じ経験をする事)として諸課題・諸行動に参加していく中で、労働組合の柱である、賃金闘争・組織化・組織強化に参加し、経験を積む活動が強化されています。

多摩市職は、東京の自治体に働く青年交流会実行員会での交流を軸に、青年ステップセミナーゆ

けむりプロジェクト、青年自治研等の上部団体が開催する学習・交流会や集会への参加に意欲的に取り組みました。青年組合員の参加を継続してきたことを力に、11月1日に青年部結成大会を開催しました。

世田谷区職労は、青年ステップセミナーゆけむりプロジェクトへの参加により、単組での青年スキースノボ交流会、青年アンケートを行いました。加えて、賃金闘争の取り組みを次世代育成の場と位置づけ、確定闘争早朝門前宣伝、特区連総決起集会等に分会のベテラン役員が青年に声をかけて行動しました。区職労春闘討論集会への青年参加、保健福祉分会若手宿泊交流に継続しながら、青年部再結成にむけて取り組んでいます。

#### (5) 非正規雇用・公務公共関係労働者等の組織拡大

非正規・公務公共関係労働者の組織化は、会計年度任用制度移行による賃金・労働条件改善運動と組織化を一体化させた、正規と非正規の共同の取り組みが行われました。

毎月の様に、「会計年度任用職員制度学習会・懇談会」が各地で取り込まれ、数人が組合加入しました。とりわけ、世田谷区職労と公共一般世田谷支部は、2年連続で共同して3000枚のチラシを配布しました。定員120人の会場に180人の希望者が出たため、出張所など出先職場を含む9回の学習会に300人以上が参加しました。これにより、これまで空白だった保育園職場の拡大を行うことができました。

都庁法人は、19年春の拡大月間で6つの保健医療公社病院と組合説明会に向けて、東京自治労連に支援要請を行い、十分な意思統一を行いました。これにより5人が組合加入し、同時に、自治労連共済のD型プレゼントに加入しました。

#### (6) 10・15 現業統一行動

自治労連第1次全国統一行動は「10・15 現業統一闘争」として、「秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職 10・15 都庁前統一行動」を実施しました。組合員の切実な要求課題が山積する秋季年末闘争に向けて、東京自治労連のすべての組合員とたたかいに総決起する場として取り組みました。また、「19年秋の組織強化拡大月間」の集中拡大期間でもあり、組合加入と次世代育成を重視して位置付けるとともに、20春闘前進の足がかりをつくる取り組みとしました。

都庁前行動では、東京自治労連現業評議会議長の挨拶などで決起しました。12単組6局支部から164人が参加しました。また、現業評議会の代表が対都要請団として、東京都に切実な要求を要請しました。

#### (7) 第90回メーデー

5月1日の第90回中央メーデーは代々木公園、三多摩メーデーは井の頭公園で開催し、「安倍9条改憲反対 戦争法廃止！市民と野党の共闘で安倍政権退陣を」メインスローガンに、裁量労働制の拡大を許さず、8時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルールの確立、憲法がいきる安全・安心社会の実現、労働者・国民本位の政治への転換に向け、国民的共同を大きく広げる決起の場として取り込まれました。

単組・局支部の努力により、東京自治労連から中央メーデー1,562人（全体28,000人）、三多摩メーデーに141人（全体3,000人）の参加で大きく成功しました。

## (8) 文化・レクリエーション

自治労連関東甲越ブロック大会及び全国大会の代表を決定するために、以下の東京都大会について実行委員会を立ち上げ、軟式野球大会（4月6日、14日、27日）、囲碁・将棋大会は関東甲越ブロック大会（5月11日）、女子バレーボール大会（6月1日）を開催しました。

囲碁チーム・将棋チームでは、昨年の大会に参加した世田谷区職労の2年目の組合員が同期の青年に声をかけて参加するなど、青年の参加が増えて、全体に活気の成る大会となりました。

東京自治労連軟式野球大会は、板橋区職労チームが優勝し、関東甲越ブロック大会へ出場しました。バレーボール大会は、自治労連特区連チームが優勝し、11月開催の全国大会で準優勝になりました。

## (9) 自治労連共済推進の取り組み

共済推進委員会を適宜開催し、自治労連共済加入拡大の取り組みをすすめてきました。春の拡大月間の準備段階で、各単組・局支部に、組合説明会等で共済の魅力を知らせる取り組みを提起しました。

しかし、当局のしめつけにより説明会の時間が減らされるなどの困難が増し、組合加入を優先せざるを得ず、共済会の説明に取り組むことのできる単組・支部が激減しました。

このため、拡大月間中（4～8月）の「新採セットD型プレゼント」は296人とどまり、去年の381人から大きく後退する結果となりました。状況を打開するため、新規採用者が「本採用」に切り替わる9月以降に「新採セットD型プレゼント」取り組みを再度実施した結果9人を獲得し、現在305名となっています。

20年の新規採用者の共済加入を成功させるため、新採加入（歓迎）実行委員会に参加する共済未加入者にも「セット共済D型」をプレゼントするなど、単組・局支部が共済加入拡大を積極的に取り組むための環境を整えるとともに、秋（9月以降）のD型プレゼントの取組強化を決定しています。

## Ⅲ. 私たちを取り巻く情勢の特徴

### 1. 憲法・平和をめぐる情勢

#### (1) 安倍政権の改憲の狙いと3000万人署名取組の成果

安倍政権は、憲法改憲に執念を燃やし、2019年の国会での改憲案の提出を目論んでいましたが、全国各地での「安倍9条改憲No! 3000万人署名」の推進と相次ぐ閣僚の不祥事や「桜を見る会」をめぐる「政治の私物化を許すな」という憲法に基づいた政治を求める世論と運動により改憲案の提出は許しませんでした。

しかし、2020年の年頭記者会見でも「私自身の手で憲法改正を成し遂げていく考えには全く揺らぎはない」と強調、2019年7月の参議院選挙で改憲勢力を3分に2割れに追い込まれてにもかかわらず、「国民の声は改憲議論を前に進めよという事だ」などと国民世論とは逆の方向に突き進もうとしています。こうした中、全国市民アクション、総がかり行動実行委員会、全国共同センターは、「安倍9条改憲No! 3000万人署名」に代わって新たに「改憲発議に反対す全国緊急署名」への取

り組みを呼びかけました。2月6日には、新署名のスタート集会として「安倍政権を退陣させる！ 2・6市民集会が開催され全国から800人が集まりました。

## (2) 暴走する米国トランプ政権に追従する安倍政権

2020年1月3日、トランプ大統領の指示により、米軍がイラクのバクダッド空港で、イランの革命防衛隊のソレイマニ司令官を無人機により空爆し暗殺しました。米国人に対する攻撃が準備されていたというのが、身勝手な暗殺行為の理由です。どこの国の大統領にも他国の司令官を暗殺する権利はありません。これに対しイランのロウハニ大統領は、「間違いなくイランは米国に対し報復を行う」と述べたことから、世界中が「第3次世界大戦」の危惧がネット上で大きく取りざたしました。こうした中、安倍首相は自らの中東訪問については延期を検討しながら、閣議決定だけで自衛隊の中東派兵を実行しました。こうした米国追従の安倍政権の姿勢に対し、2020年の通常国会でも大きく取り上げられたほか、全国各地で「自衛隊の中東派兵反対」の大きな声が上がっています。

## (3) 問われる外交成果

安倍政権は、北方領土問題でロシアとの外交交渉で、これまで自民党が掲げてきた北方4島返還の方針変更とも受け取れる2島返還交渉を進めるなど、千島列島の歴史的経過を主張するどころかロシアにおもねった外交に終始しました。

戦前の徴用工問題については、日本政府は、1965年に締結された「日韓請求権協定」で、両国間の問題は「完全かつ最終的に解決している」と判決を拒否し、韓国を非難する態度をとっています。その後も解決策を議論する日韓の協議体参加について拒否する態度をとっています。さらに中国の尖閣諸島への領海侵犯行為に対してもきちんと批判を行えないまま経緯しています。事実在即した批判と道理のある行動を求めることが重要です。

中東における戦争の危機に際して安倍首相はサウジアラビア皇太子と会談を行いました。緊張緩和に向けて外交努力を粘り強くするとしつつも、具体的な行動は自衛隊派兵への理解を求めただけでした。憲法9条を生かした平和外交を本格的に行うことが求められています。

## (4) 表現の自由が脅かされる

2019年2月、菅官房長官の記者会見時における「あなたに答える必要はない」など特定記者に対する質問制限や言論弾圧が相次ぎました。これに対し、日本ジャーナリスト会議（JCJ）は、首相官邸が官房長官記者会見で東京新聞記者の質問を「事実誤認」と断定し、質問権を制限するような申し入れを官邸記者クラブにした問題を受け、「報道規制を図ろうとしたもので、民主主義社会では許されない」とする抗議声明を発表しました。

また、愛知トリエンナーレで開催された「表現の不自由展・その後」の中止をめぐる政治家が展示の内容に介入したことは重大な問題です。名古屋・河村市長が、少女像に対して中止を申し入れたことに対して、愛知・大村知事は「検閲と取られても仕方がない。憲法違反の疑いが濃厚だ」と批判しました。芸術祭は文化庁の助成事業となっていました。菅官房長官が補助金交付の差し止めを示唆・圧力をかけたことから、文化庁は「補助金を交付しない」と発表しました。

## (5) 沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設問題

2019年2月24日（日）に実施された沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に必要な埋め立ての

賛否を問う県民投票で、埋め立てに「反対」の得票が40万票を上回り、投票総数の7割を超えた。昨年9月の県知事選で、玉城デニー知事が獲得した約39万6千票も上回り、新基地建設反対の民意がより明確に示されました。それにもかかわらず、辺野古の埋め立て工事が続いています。安倍政権は、工事は順調に進んでいるように装っていますが、軟弱地盤や活断層など難問が山積しており、埋め立ては約1,471億円支出したにもかかわらず、計画全体の3%程度しか到達していません。沖縄防衛局は基地完成までの期間を約12年、総工費を約9,300億円とする試算を発表しました。安倍政権は新基地完成後の普天間基地返還を早ければ2022年としていましたが、10年以上先送りとなり、総工費も大きく膨れ上がることとなります。また、2020年初めといわれる沖縄県への設計概要変更申請を、玉城デニー知事は承認をしない立場を明確にしており、全国からの支援連帯が求められています。

## (6) 核兵器廃絶に向け日本政府が果たすべき役割

2017年、国連で核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択され、2019年12月現在、34か国が批准しています。本来なら被爆国日本が率先して条約の批准に向け先頭に立つべきところ、米国の核の傘の下で条約に反対するという態度を示しています。4月にニューヨークで開かれる原水爆禁止世界大会は条約発効を確認する大会になる可能性も出ています。唯一の被爆国・日本が核兵器廃絶の運動をリードすべきです。

## (7) 横田基地のオスプレイ配備・訓練強行と水汚染問題

米空軍の特殊作戦機CV22オスプレイ5機が、横田基地に2018年10月に正式配備され1年が経過しました。この間、住宅地のすぐ隣で長時間にわたる離発着訓練や昼夜を問わず低空飛行訓練が行われ、周辺住民や基地周辺自治体もその安全性を疑問視しています。最近では機関銃の銃口を市街地にむけたまま飛行するなど、その訓練は過激になっています。

2020年1月6日、朝日新聞は一面トップで、東京都福祉保健局が行った横田基地周辺の井戸4か所での水質検査で有害物質とされる有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)が検出されたことが報道されました。4か所のうち2か所(立川市、武蔵村山市)ではアメリカが飲み水の水質管理の目安として定める勧告値を大きく上回る数値が検出され、横田基地内で使われていた泡消火剤が原因である可能性が指摘されています。

## (8) 増え続ける軍事費

安倍政権は、日米首脳会談でアメリカから1機150億円もするステルス戦闘機F35を147機、1機100億円と言われる欠陥輸送機オスプレイを17機、6,000億円の陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」など、高額な米国製の最新兵器を大量に購入することを約束しました。軍事費は5兆3133億円となり、6年連続で過去最高を更新しています。

## 2. 政治経済を巡る情勢

### (1) 政治への信頼をおとしめ、世界で孤立する状況をすすめる安倍政権

#### 1) 立憲主義を破壊し、隠蔽・改ざんの安倍政権

安保法制=戦争法や共謀罪法の強行は野党の質問にまともに答えず国会の審議を無視し、立憲主



義をないがしろにする行政運営を繰り返してきました。森友学園における国有地の値引き、加計学園における国家戦略特区の優先的認可についても、最後までまともな論戦を行いませんでした。高度プロフェッショナル制度についても同様です。

毎月勤労統計調査では全数調査をせず抽出調査に済ませた不正に対する全容の解明を求めた野党の追及にまとも答えませんでした。「老後 2000 万円が必要」とした金融庁の報告書が大問題となり、国民からの強い批判にさらされました。これについて安倍首相は「不正確であり、誤解を与えるもの」とごまかし、麻生金融相は「正式な報告書としては受け取らない」と述べ、自らが所管する審議会の報告書を受け取らないという異常事態となりました。

日米貿易協定交渉についても「自由貿易協定(F T A)ではなく、物品貿易協定(T A G)」だと安倍首相は強弁する一方、アメリカ通商代表は「デジタル取引」の分野で合意したと発表し、明らかに交渉過程を隠蔽して国民を欺いて合意にいたったことが明らかになっています。

「桜を見る会」の名簿についても国会質問で名簿提出が求められた1時間後に廃棄されたことも明らかになっており、都合の悪いことはすべて隠蔽する安倍政権の姿勢は顕著となっています。

「桜を見る会」推薦者名簿の部局名欄の「内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所」と明記されていた部分を削除して参院予算委員会理事懇談会に提出したことも隠蔽をはかろうとしたものです。

「桜を見る会」への招待で問題になった「反社会的勢力」(反社)についての定義は「困難」だとする答弁書を閣議で決定しました。しかし、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」では、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である『反社会的勢力』」と明確に定義しており、これも都合の悪いことをなかつたこととするという異常な対応です。

さらには「桜を見る会」の招待者名簿を行政処分ファイル管理簿に記載していなかったという、公文書管理法などに違反して不適切に取り扱ったとして、歴代の人事課長 6 人を嚴重注意処分としましたが、安倍政権の責任を不問にして責任を官僚に押し付けました。

こうした安倍政権の行政運営は、立憲主義の破壊と都合の割ることは隠蔽・改ざんするという、およそまともな内閣とはいえない状態となっています。

## 2) 安倍首相への付度の拡大

「森友学園」との国有地取引をめぐる決裁文書を改ざんした問題では佐川元国税庁長官や財務省職員らを不起訴とし、この問題の中核的な役割を担った財務省の中村官房参事官を駐英公使に充てて事実上の幕引きをはかりました。佐川氏は野党の追及に対して、安倍首相に最後まで事実を明らかにせず、答弁拒否など安倍首相への付度の姿勢があらわになりました。

これまでのあらゆる官僚による隠蔽や改ざんは、国家公務員の1人ひとりの判断で行われるはずはなく、安倍首相への付度が閣僚、官僚を通じて官僚機構の中に浸透していることは明らかです。

議長の特権を踏み越えて大島衆院議長が国民投票法の成立を呼びかけたことも安倍首相への付度です。あいちトリエンナーレ補助金の不交付決定も同様の疑惑となっています。

自民党内にとどまらず官僚機構も含めて、安倍首相を中心とした政権全体に付度政治がまん延し、まともな正義や道理が通じない政治がまかり通っています。

## 3) 政治とカネをめぐる疑惑

安倍政権全体が政治の私物化をするもとの、閣僚の政治とカネをめぐる疑惑が次々と露呈しています。

第4次安倍政権発足直後に高市総務大臣の自民党奈良県第二選挙区支部が2017年の衆院選期間中に国の事業を受注した企業から30万円の献金を受けていることが発覚しました。萩生田文部科学大臣が代表の自民党東京都第24選挙区支部が、同選挙期間中に約1850万円の企業・団体献金を集め、その大半を萩生田氏個人の選対本部に寄付していたことも明るみに出ました。さらに関西電力幹部らに現金や物品を提供していた福井県高浜町の元助役の関連会社が、稲田自民党幹事長代行が代表を務める党支部に3年間で36万円の献金をしていたことも発覚しました。

こうした中で菅原一秀前経済産業大臣は、秘書を通じて有権者に香典を渡したことが発覚し、政治資金パーティーでは「招待券」と称したパーティー券を料配布したことがわかり、辞任に追い込まれました。続いて河井克行前法務大臣は、2019年7月の参院選で当選した妻の河井案里議員の陣営が車上運動員の法定上限を超える報酬を支払ったことが発覚し、辞任となりました。

カジノをめぐるカネが大きく動いていました。秋元司前内閣府副大臣は、かつて自らが株主であった関連企業に架空の契約に基づいて100万円単位の報酬を得ていました。それだけではなく、カジノを中核とする統合型リゾート(IR)事業をめぐる汚職事件で、秋元氏は中国側から現金200万円など、計350万円相当の賄賂の提供を受けた疑いで逮捕されました。

辞任や逮捕にいたらずとも政治資金が動いていることも明らかになっています。安倍内閣の閣僚と自民党の幹部8人が、300万円を超える政治資金を使って飲み食いしていたことが、2018年分の政治資金収支報告書からわかり、集計では政治資金での飲み食いに武田良太国家公安委員長、麻生太郎財務相、茂木敏充外相など、1400万円超も使う議員いることも判明しています。

#### 4) 消費税増税の暴挙に加え、貧困と格差を広げる2020年度予算案

安倍内閣は2019年10月から消費税を10%に強行に引き上げました。8%への引き上げ以降景気が後退したままであるにもかかわらず引き上げたことは、疲弊する国民生活に輪をかけて負担を押し付けるものです。

この結果、安倍内閣が閣議決定した2020年度予算案において、一般会計における消費税収が21兆7190億円となり最多の税目となりました。

歳出においては軍事費が過去最大の5兆3133億円となりました。社会保障予算は「全世代型社会保障検討会議」中間報告を先取りして具体化するものとなっています。この中間報告では、65歳、70歳以上になっても働くこと、高齢になっても医療機関にかからないようにすること、兼業・副業を奨励することに加えて、医療・介護などの社会保障費きり捨てを打ち出しています。社会保障予算の概算要求時に5300億円と見込んでいた自然増を1200億円も圧縮しています。

大型開発関係では、大都市圏環状道路の整備などに19年度比179億円増となる3319億円を計上し、小型原発などの開発支援に9億円、原発産業の基盤強化として技術開発や人材育成への支援として12億円を計上しました。

大企業の利益の確保を優先し国民生活犠牲で、軍備拡張の2020年度予算を許さないたたかいが求められており、この分野でも市民と野党の共闘、野党共闘の前進が重要です。

## (2) 国民経済は落ち込み財界・富裕層が栄える日本経済

### 1) いっそう落ち込む日本経済

2019年10月から消費税が10%に引き上げられ、それまで冷え込んでいた日本経済はますます深刻な状況となっています。

帝国データバンクが毎月行っている景気動向調査では、10月の景気動向指数は9月に比べ1.1ポイント下がり、さらに11月は10月比で0.3ポイント減となり、12月はさらに11月比で1.1ポイント減と3ヶ月連続で悪化しています。日銀の12月の全国企業短期経済観測調査(短観)では、企業の景況感を示す業況判断指数は大企業製造業がゼロとなり、前回9月調査のプラス5から5ポイント低下し、悪化は4四半期連続となりました。

内閣府が毎月発表している景気動向指数(2015年=100)でも10月は前月比5.6ポイント低下、11月は0.2ポイント低下で、この時点で4ヶ月連続の低下となっています。また内閣府の景気ウォッチャー調査でも街角の経協監視示す判断指数が9月に比べ10ポイントも低下しています。経済産業省の調査のうち、10月の商業動態統計で小売業販売額は前年同月比7.1%減、鉱工業生産指数速報値(2015年=100)も98.9と前月比4.2%低下しました。財務省と内閣府による2019年10~12月期の法人企業景気予測調査でも大企業全産業の景況判断指数はマイナス6.2となっています。

民間の調査会社と政府機関調査のどの結果を見ても、明らかに景気が後退していることがわかります。これらの原因はアベノミクスの破綻と消費税増税によるものであることが明らかです。

## 2) 経営困難に陥る中小・零細企業

こうしたもとで中小・零細企業をはじめ、経営困難が広がっています。東京商工リサーチが発表した11月の全国企業倒産状況は、倒産件数(負債1000万円以上)は前年同月比1.4%増の728件と3ヶ月連続で増加し、とりわけ負債1億円未満が539件と全体の74%を占め、小・零細企業の倒産が圧倒的多数で、負債1億円以上5億円未満も151件と20%増加し、中堅企業にも倒産が広がっています。日本チェーンストア協会が発表した11月の全国スーパー売上高も、前年同月比1.4%減の9967億円で、2ヶ月連続のマイナスとなりました。地場の経済を支えている事業者が、経営難に落ち込んでいることがわかります。こうした状況を改善しない限り日本経済の再生は困難です。

## 3) 困難になる労働者・国民と富を集積する大企業・富裕層

一方で物価は上昇し続けています。総務省発表の11月の全国消費者物価指数(2015年=100)は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が102.2となり、前年同月比0.5%上昇し、プラスは35ヶ月連続となっています。

労働者の状況を見ると厚生労働省が発表した11月の有効求人倍率は1.57倍ですが、求人で圧倒的に多いのは非正規労働者であると同時に、求人の多くが60歳以上の高齢者であり、仕事による収入がないと生活できない状況となっていることがわかります。

2019年11月に日銀などで構成する金融広報中央委員会は、2019年の「家計や金融行動に関する世論調査」の結果を発表しました。2人以上世帯の老後の生活資金源について、「公的年金」が前年比0.5ポイント低下の79.1%、「就業による収入」が前年比2.5ポイント増の48.2%となりました。また、2人以上の世帯が保有する預貯金や株式など金融資産の平均額は1139万円と前年(1174万円)を下回り、3年ぶりのマイナスとなっています。高齢者の生活が困難になっており、資産が減少していることが見て取れます。

2020年1月11日付の「日経」「朝日」がそれぞれ独自に実施した世論調査の結果を発表しました。「日経」は70歳以上まではたらくつもりだと答えた人が60歳代の54%に上り、18年秋の調査より9ポイントも増えました。老後に不安を感じている人は76%で、不安の理由は「健康」が71%、「生活費など経

済面」が 68%となった。「朝日」は老後資金について現役世代の 70%が「貯められない」、年金世代の人の 72%が「貯められなかった」と答えています。自分自身が 65 歳以降も「生活のためにはたらかななくてはならない」と考える人は全体の 68%となっています。

その一方で、財務省が 2 日発表した 7～9 月の法人企業統計調査によると、資本金 10 億円以上の大企業(金融・保険含む)の内部留保は前年同期比 2.9%増の 456.1 兆円となり、過去最高を更新しました。さらに株主の配当金は 2012 年の 10.6 兆円から 2018 年の 18.91 兆円と大幅増となっています。役員報酬 1 億円以上の役員数は 2012 年の 172 人から 2019 年には 570 人に増えています。

そればかりか 2020 年度予算案では、これまでの大企業優遇税制を拡大しています。大企業によるベンチャー企業への投資減税、次世代通信システム「5G」への投資減税などが盛り込まれています。

大企業の内部留保をわずか 1%取り崩すだけで、すべての労働者の月額 2 万 5000 円の賃上げは可能です。大企業が自らの労働者の賃上げだけではなく、下請け単価を適正に負担することで中小・零細企業での賃上げの原資が生まれ、地域経済が好転することですべての労働者の賃上げにつながります。安倍政権を退陣させ、大企業に社会的責任を果たさせることが求められています。

### 3. 労働分野を巡る情勢

#### (1) この間の労働法制の改定とさらなる改悪のねらい

2018 年の通常国会で強行された安倍「働き方改革」のひとつは、労働基準法の 36 協定の上限時間が法定化され、同時に特別条項では年間 760 時間、最大 920 時間もの残業が容認される制度となりました。この改定にあわせて自治体の職場でも労働基準法の 1～15 号以外職場での超過勤務命令の上限時間が条例化されることとなりました。また残業代ゼロの高度プロフェッショナル制度も強行採決され、2019 年 4 月から運用されています。2019 年 6 月末時点での届け出状況は一部にとどまっているものの、労働者の健康被害に大きな懸念が存在しています。

2019 年の通常国会では、公立学校教員の 1 年単位の変形労働時間制導入が急ピッチで法案としてまとめられ提案されました。教員の労働実態の改善にはならない制度であり、見かけの労働時間を多少縮減するだけの制度であることを明らかにしながら、付帯決議で条例化が必要であること、さらに教員の同意が必要であることを明確にしました。

パワーハラスメントが社会的な問題となる中で、労働政策審議会雇用環境・均等分科会で、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上高ずべき措置島についての指針(案)」(以下、パワハラ指針)がまとめられました。パワハラ指針が議論されることは重要ですが、パワハラに「該当しない事例」を列挙したことは、その状況を装うことでパワハラを容認することになるとの批判が集中しましたが、12 月 23 日パワハラ指針が決定されました。今後、内容の歪曲を許さずパワハラ根絶に向けた取り組みが重要です。

安倍政権は異常にとどまらず、さらなる労働法制改悪をねらっています。裁量労働制の対象業務の拡大、解雇の金銭解決制度、長時間労働に拍車をかける「副業・兼業」の推進をねらっています。これらの改悪許さず、過労死根絶の上限規制や 11 時間以上のインターバル規制の義務化などを求めて取り組みをすすめることが重要です。

#### (2) 下がる労働者の賃金水準、長時間過密労働

賃金水準では、2019年11月の毎月勤労統計調査(5人以上事業場)は、名目賃金が前年同月比0.2%減と、3ヶ月ぶりのマイナス、物価変動の影響を除いた実質賃金は0.9%減で、2ヶ月連続のマイナスとなっています。同調査で2003年から2018年を比較すると、16,799円も減少しています。東京の公務員賃金では東京都が同期間で44,036円減少、特別区で45,532円の減少となっており、物価上昇、消費税増税のもとで生活が苦しくなっていることは客観的に明らかです。

また長時間過密労働もまん延しています。民間の職場では36協定の学習を強め、上限時間を確実に守らせる運動がすすめられています。自治体の職場でも長時間過密労働、不払い残業の実態は深刻です。東京自治労連2020年度「働くみんなの要求・職場アンケート」の結果では、50時間以上の超過勤務者が329人1.8%、その内過労死ライン80時間を超えている人が96人0.5%、「100時間以上」は42人という深刻な状況です。これらは記録された超過勤務時間であり、これに不払い残業が加わります。アンケートで不払い残業が「ある」の回答は、6,669人・38.8%と4割に上り、平均の不払い残業時間は10.8時間で、1年で換算すると129時間を超え約17日分賃金不払いで仕事をしていることとなります。その理由が「申請しづらい雰囲気がある」「短時間の残業だから」「自分の仕事が遅いため」など、自己規制をしている状況が多く、労働組合の取り組みを強め、労働時間管理の徹底と超過勤務申請をする事が当たり前の職場づくりが重要です。

### (3) 低賃金労働者の状況を打開する制度的賃金闘争

全労連・自治労連は日本のすべての労働者の賃金引き上げのたたかいとして、最低賃金の引き上げ、公契約条例による最低下限額の引き上げ、公務員賃金の引き上げという3つの制度的賃金闘争を重視して取り組むとしています。

労働者全体の生活水準が低下している大きな原因の一つに非正規労働者の増加とワーキングプアの進行があります。1995年の日経連「新時代の『日本的経営』」が発表されて以来、非正規雇用労働者が増え続けています。労働者に占める非正規雇用の割合が1995年の20.9%から2018年には37.8%と大幅に増えています。

こうしたもとで2019年の地域別最低賃金について中央最低賃金審議会は引き上げの目安を答申しました。それによって東京と神奈川で初めて1,000円を超えたものの東京の1,013円と鹿児島島の787円との格差は226円と2円分広がりました。その後の各地のたたかいによってDランクの地域で790円に引き上げることによって、格差が逆に223円縮まることとなりました。私たちのたたかいの成果といえます。

都道府県の格差は同じ仕事であっても賃金が異なり、あまりにも不合理です。1,011円の神奈川県湯河原町と885円の静岡県熱海市は、川一つ隔てて126円も時給が違うこととなります。全国で行われた最低生計費調査を東京でも実施し、都内では時給1644円から1772円が必要であることがわかりました。全国どこでも最低時給1500円以上が必要であることが明らかになっています。この点をふまえても時給1500円以上で全国一律最低賃金制度の確立が欠かせません。今年最低賃金法を検討する年です。自民党の中にも「全国一律最低賃金制の法制化を推進する議員連盟」(以下、自民党最賃議連)が昨年発足しており、全労連・国民春闘共闘委員会・東京地評・東京春闘共闘会議が主催した「19最賃確定 地域間格差是正、めざせ1500円 9・30国会内集会」へも自民党最賃議連務台俊介衆院議員も出席しあいさつしています。こうしたことをふまえ、最低賃金の引き上げとあわせて全国一律最低賃金制度の確立の可能性が広がっています。

自治体発注の公共工事、事務事業などの委託の公務公共性を担保し、そこに働く労働者の生活を下支

えする賃金の最低下限額を持った公契約条例は、東京ではすでに 9 自治体に上っています。条例制定することによって制度として確定する賃金水準であり、いっそう広げることが求められています。

東京の自治体全体の非正規率は 2018 年で 42.9%です。23 区では 2 区、三多摩では 9 市町村が 50%を超えています。東京自治労連 2020 年度「働くみんなの要求・職場アンケート」では非正規職員の時給の加重平均は 1220 円であり、とても安心して暮らせる賃金ではありません。同時に東京都の給料表を使用している三多摩の自治体では、地域手当を加算しても高卒初任給の給与が東京の最低賃金を下回る事態が生まれています。公務員賃金も人事院・人事委員会勧告に基づいて確定する賃金であり、この水準を引き上げることが、民間賃金にも影響を与えることとなるため、公務員賃金の引き上げのたたくいも官民一体で取り組むことが重要です。

#### (4) 新技術の導入による労働のあり方の対決

AI はじめとした新技術を活用する事によって働き方が変化することをふまえ、労働政策審議会の労働政策基本部会が 2019 年 9 月 11 日に「～働く人が AI 等の新技術を主体的に活かし、豊かな将来を実現するために～」と称する報告書を発表しました。

この中では人口減少やさまざまな産業の自動化、新産業の創出を含めた産業構造の変化に対応するために AI などの新技術を活用するとしています。そのことによって労働環境が変化し AI との協働に必要なスキルが求められ、そのための労働者をはじめとした支援が必要だとし、生産性の向上に伴って、賃金の上昇や労働時間の短縮が実現されることも重要であると記述しています。これらを具体化する上での課題として、プライバシー保護や情報セキュリティ、AI による判断に関する事項、労働移動や新しい働き方への対応、政労使の対話の重要性が述べられています。

民間、公務を問わず今後、新技術が職場に導入されることは避けられないものです。また、新技術は人類の発展の一つの到達点であり、一面的に否定するものではありません。自治体職場への導入について、十分に検討することが重要です。

## 4. 社会保障、国民生活をめぐる情勢

### (1) 全世代型社会保障と 2020 年度予算案

この間、安倍内閣は「全世代型社会保障への改革」と称して、『「人生 100 年時代」の年金、医療、労働、介護など社会保障全般にわたる「持続可能な改革」の検討』を行うとしてきました。

19 年 9 月、安倍首相を議長とする「全世代型社会保障検討会議」が発足しましたが、この会議の構成員は、財界の代表や有識者のみで、労働者など当事者は含まれていません。19 年 12 月 19 日に発表された「中間報告」では、75 歳以上の後期高齢者の窓口負担の一部引き上げ、年金では、現在 60 歳から 70 歳の間で選ぶ受給開始年齢の上限を 75 歳に引き上げる。また、「在職老齢年金」の 60 歳～64 歳の減額基準を月収 28 万円から 47 万円に引き上げるなど、長く働いて年金受給を出来るだけ送らせるような施策整備が盛り込まれています。

この「中間報告」を受けて 2019 年末に閣議決定された 2020 年度予算案は、今年度も社会保障予算の「自然増」は 1,200 億圧縮され、4000 億円に押えこまれました。

### (2) 社会保障各分野ですすむ制度改悪

#### 1) 診療報酬改定とマイナンバー

診療報酬改定は、診療報酬本体はプラス 0.47%、薬価等では実勢価格を反映してマイナス 1.0%とし、全体では 0.53%のマイナス改定となりました。勤務医の働き方改革への特例的な対応として、医科の病院にのみ診療報酬を 0.08%加算し、合計プラス 0.55%と 2018 年度の診療報酬改定並みの水準です。金額は小さいが注目すべきなのは、医療情報化支援基金の拡充です。医療情報化支援基金は、19 年度予算で消費増税の財源を用いて設けられ、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム導入を支援する予算などが盛り込まれました。20 年度にはそれに加えて、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるための予算が盛り込まれました。マイナンバーの利活用については、個人情報保護や、プライバシー保護、ビッグデータとしての活用など、注意が必要です。

## 2) 「地域医療構想」と公立・公的病院の再編統合

政府は「医療介護総合確保法」で、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年にむけて、現在あるベッド数を約 20 万床削減することで、医療費の削減を図る方針です。

この「医療介護総合確保推進法」に基づく「病床機能報告」をもとに、厚労省は、19 年 9 月 24 日突然「公立・公的病院の再編統合リスト」を公表し、再編統合の対象病院を名指ししました。この大変乱暴なやり方に、全国知事会を始めとする自治体が猛反発しました。そのため、20 年 1 月 17 日に「リスト」の修正と、都道府県への「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を発出しました。この「修正」では、全国で 7 病院が外れ、新たに約 20 病院が加えられ、約 440 病院に増えました。しかし、今回、病院名は公表されず、都道府県への情報提供に留まっています。東京では、先に公表された 10 病院（九段坂病院、台東区立台東病院、済生会中央病院、東京大学医学研究所附属病院、済生会向島病院、東京城東病院、奥多摩病院、村山医療センター、都立神経病院、町立八丈病院）から、済生会中央病院が外されました。名指しされた多くの病院がへき地医療を担ったり、都立神経病院が神経難病の治療に特化した病院であるように、なくてはならない病院です。19 年 12 月にかけて開催された「令和元年第 2 回東京都地域医療構想調整会議」でも、名指しされた全ての病院が地域になくてはならない病院として、存続の意見を表明するよう、東京都にせまるものとなりました。今後、地域からの運動を強めて東京都が厚生労働省に、地域の病院の重要性について意見をあげるよう取り組みを強めることが求められています。

## 3) 地域に丸投げされる介護

一方介護は、焦点となっていたケアプラン作成の有料化、要介護 1.2 の生活援助サービスの自治体の総合事業への移行、2 割・3 割負担の対象者拡大などは、見送らせることが出来ました。しかし、19 年 12 月 16 日に厚労省が、社会保障審議会に示した 3 年に 1 度の介護保険制度改定（第 8 期介護保険事業計画）案では、①介護施設に入る低所得者への生活費の補助を縮小する（対象者約 30 万人）②一定の所得のある世帯には介護サービスを受ける際の自己負担の月額上限を引き上げる（対象者約 3 万人）などがもりこまれ、一定の所得のある利用者には自己負担が増えるものとなっています。すでに、自己負担が多いと限度額まで使えない利用者も多い中、これではますます「保険あって介護なし」の状況が広がってしまいます。

また、介護の担い手が不足する中、「地域共生社会」や「地域コミュニティづくり」の名の下、地域で高齢者も障害のある方も生活の困難を抱える方もみる「共助」が進められています。厚生労働省は住民や福祉関係者によって、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題の把握し、さらには関係機関との連携等による課題解決を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努め

るよう求めています。行政が担うべき事業を住民や民間に委ねようとしており、自治体の責任を放棄しかねない問題です。

さらに、豊島区では、「混合介護」（介護保険サービスと介護保険外サービスを一体的に利用する介護）のモデル事業を「選択的介護モデル事業」として18年10月より実施しています。地域から必要な介護がお金の心配なく受けられる制度とするよう声を上げることが重要です。

#### 4) 国民健康保険の都道府県化と医療費の削減

18年4月より、国民健康保険の運営主体が「区市町村」から「区市町村と都道府県の役割分担」に変更されました。この制度変更で、医療費抑制と国民負担がいつそうすみました。20年度予算では、東京都は、国保会計への繰り入れを減らす一方、国は、繰り入れの削減へのインセンティブを強化しています。

国保料の国庫負担の削減とともに、自治体の一般会計からの繰入金の削減が行われています。国や都道府県の財政負担を増やすとともに、区市町村も、一般会計からの繰入を増やして、保険料を引き下げる必要があります。

高すぎる国保料（税）と滞納差押えが広がっています。引き続き、払える保険料にしていくことが重要です。特に子どもの均等割額は、収入のない子どもも対象としており、対象から除外することが軽減のためにも必要です。とりわけ均等割額の減免を東京都や各自治体に要求することが必要です。

現在でも市区町村には、資格管理、国保料の賦課・徴収、保険給付、保健事業（被保険者証は東京都国保）は、権限が維持されています。そのため、国保料（税）の軽減や付加給付は独自に実施することが可能です。市区町村への取り組みで、さらなる減免等を実施させるよう世論を起こしていく必要があります。

#### 5) 減らされる年金

年金は減らされ、多くの高齢者が年金だけでは暮らせない状況にあります。基礎年金のみの受給者（平均月額約5万円）は720万人。厚生年金受給者で月額10万円以下の方は390万人、その他無年金者が約100万人といわれています。19年6月には、金融庁が「年金だけでは老後資金が賸えず、月55,000円の赤字になり、95歳まで生きるには夫婦で約2,000万円が必要」との報告を出しました。安倍政権は報告の受け取りを拒否しうやむやにしましたが、高齢者の暮らしが成り立たないのは明白です。それにも係わらず、20年度予算案でも、マクロ経済スライドの発動で、0.5%の引き下げが狙われおり、これを阻止し、誰もが一定の年金が受け取れる「最低保障年金制度」の創設が急務です。

厚生労働省の20年1月の「生活保護の被保護者調査」（19年10月実施）の結果では、高齢者世帯（65歳以上）の割合は、55.1%と、生活保護で生活する高齢者世帯が増えています。

#### 6) さらなる生活保護基準の見直し

アベノミクスによる「格差と貧困」が広がる中、生活保護基準以下の所得で劣悪な生活を強いられている国民が増えています。日本の生活保護の捕捉率は、わずか2割程度に過ぎず、先進諸国の中でも著しく低い状態にあります。

生活保護基準の引き下げは、最低賃金や住民税の課税限度額、就学援助や保育料、国民健康保険料や介護保険料、公営住宅家賃の減免基準など各種の税金、福祉、教育制度の基準の切り下げに連動するばかりか、毎年改定される労働者の最低賃金にも影響を及ぼします。



厚生労働省は、2013年8月から2015年の3年間で、平均6.5%・最大10%の生活扶助費を、国民の反対のなかで、強行削減しました。これに対して、全国で1,000人を超える方が原告となって「新・生存権裁判」が闘われています。東京でも100人を越える原告を組織して東京地裁で裁判が行われています。この削減は、低所得層の『第1十分位』との比較で生活保護基準の方が高いとし、あわせて生活保護部会で論議されていない「デフレ」を削減の理由として持ち出しました。これにより96%の利用者が影響を受け、大変厳しい生活を強いられています。にもかかわらず、2018年の10月からさらに最大5%の削減を実施しました。理由は、同じく「生活保護基準より厳しい生活をしている人がいる」からとしています。

## 7) 障害者の状況

12年5月、厚労省は、障害者団体との「骨格提言」を無視し、「障害者総合支援法」を強行成立させました。これにより、65歳以上の障害者は、介護保険サービスに統合され、それまでの障害援助サービスが大幅に減らされることになり、自立した生活が困難になっています。

また、れいわ新撰組から2人の重度障害者の国会議員が誕生したことを契機に、重度の障害のある人が、食事や排泄、移動など普段の生活をするための介護を継続して受けるための「重度訪問介護サービス」の支援拡充が検討されています。これまで、「重度訪問介護サービス」は、通勤や職場での支援を「個人の経済活動」として、支援の対象としていませんでしたが、これを支援の対象に含める検討が始まっています。これにより、重度障害者の就労機会の拡大を目指す方針です。

さらに、18年夏、障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用率が、国や地方自治体で水増しされていたことが明らかになりました。今各自治体では、雇用率達成のための努力が始まっています。障害のある人も働ける職場にするために、そのフォローも可能な職場のゆとりが必要です。障害のある人も働ける職場を率先して自治体からつくることも重要です。

## 8) 保護者・保育者の要求に背く、保育・学童保育への規制緩和と企業参入

19年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」では、3歳以上児の保育料が無償化される一方、給食費は除外され、副食費で4,500円、主食費込みで7,500円の負担が生じた自治体が生まれました。また、延長保育料など従来からの自己負担は、そのままとなっているため、従来より負担が増えた保護者も出ています。さらに、無償化の財源を公立施設については、10/10を自治体負担とするとしており、公立施設の廃止・民営化に拍車がかかることも予想されます。

認可外施設についても「無償化」され、保育基準が曖昧にされようとしています。特に国が待機児童対策の目玉とする「企業主導型保育」は、保育士配置基準の内保育士は6割でいいとする認可外施設で、この間突然の休廃園や、配置基準に満たない保育士しか確保できない、保育者が定着しないなど、問題が明らかになっています。また、コンサルタントによる施設開設費の横領事件も発生しています。安倍政権の保育の営利化・市場化が、保育を金儲けの対象としたために起こった事件といえます。

子どもたちの安全・安心のためにも、認可保育園による待機児童の解消や「保育の質」を守ることが重要です。そのためにも、住民との取り組みをすすめることが必要です。

また、学童保育では、18年5月時点で、17,279人の待機児童がいることが、厚労省から発表されています。現在児童福祉法に基づく厚労省の基準で「指導員に原則2人以上の有資格者の配置」と「その有資格者の要件（資格）」を、「参酌すべき基準」とする法改正がされました。これにより、自治体が基準を定めることとなり、地域での取組みが重要になりました。

## IV. 運動の基調と重点課題

東京自治労連は第 31 回定期大会以降、2019 年国民春闘後半期のたたかいとして、人事院および人事委員会の引き上げ勧告、最低賃金引き上げに向け、自治労連に結集して取り組むとともに、東京における官民一体のたたかいをすすめてきました。

安倍政権があくまでも固執している憲法 9 条改悪を許さないたたかいでは、憲法を生かす自治体労働者東京連絡会の事務局として取り組み、単組と協力して各地域での宣伝署名活動もすすめてきました。また安倍政権が強行採決した公立学校教員の 1 年単位の変形労働時間制阻止に向けてたたかい、安倍政権の暴走を許さない市民と野党の共闘を前進させるためにも各種行動に参加してきました。

職場での仕事を見直し、住民のための仕事を交流する職場職種別交流集会を成功させ、2018 年度に実施した予算人員要求闘争交流集会を力に各単組・局支部で予算人員要求の取り組みを前進させてきました。

組合加入の取り組みや次世代育成・組織強化の課題では、「東京自治労連第一次組織拡大・強化中期計画」に基づいて取り組み、昨年度とほぼ同じ規模の加入となりました。青年活動では、昨年度の板橋区職労青年部の再々結成に続き、多摩市職、世田谷区職労で青年部が結成されました。東京自治労連青年部と「東京の自治体にはたらく青年交流会実行委員会」が合同で企画に取り組む中で、青年部常任委員会体制も 5 年ぶりにすべての役員を補充することとなりました。さらに新たに役員労働学校を開催し、具体的な単組・局支部の活動の運営や交渉方法などについて学習する場となりました。

2019 年度は、自治労連第 41 回定期大会を東京で開催し、全国の自治労連の仲間を歓迎するとともに、東京自治労連全体の団結を深めることもできました。

こうした 2019 年度の到達点と教訓に確信を持ち、2020 年度の東京における自治労連運動をさらに発展させ、各単組・局支部の組織と運動の前進をつくるために、東京自治労連は次の運動の基調と重点課題をすえて、1 年間の運動をすすめます。

### <運動の基調>

1. 憲法 9 条改憲の発議を阻止し、戦争法・共謀罪を廃止し、野党と市民の共同で立憲主義を回復し、平和と民主主義、表現の自由を守るたたかいをすすめます。
2. 大企業に社会的責任を果たさせ、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ・公契約適正化・公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させるため、春闘を起点とした賃金闘争をすすめます。
3. 「全体の奉仕者」として、住民要求と職場要求の実現、健康で働きがいのある職場づくりをすすめ、「こんな地域と職場をつくりたい」の運動を前進させます。
4. 「公的サービスの産業化」と「自治体戦略 2040 構想」の具体化を許さず、地方自治体の役割強化に向けて、住民とともに自治体民主化をめざします。
5. 消費税率引き下げと社会保障の拡充に向けて取り組み、原発ゼロ、F T A ・ T P P 11 からの撤退、住民本位の災害復興など、安全・安心の社会をめざします。
6. 労働基本権回復をめざし、職場活動をすべての取り組みの基本において、職場の労働組合の確立・強化をすすめ、東京自治労連の組織の強化・拡大と次世代育成の飛躍的前進をめざします。

## <重点課題>

1. 憲法 9 条改憲の発議を阻止し、戦争法・共謀罪を廃止し、野党と市民の共同で立憲主義を回復し、平和と民主主義、表現の自由を守るたたかいをすすめます。
  - (1)憲法 9 条改憲の発議を止める「安倍 9 条改憲 NO!改憲発議に反対する全国緊急署名(以下、発議反対・緊急署名)」の緊急の取り組みを、職場での学習を重視し職場・地域ですすめます。
  - (2)米軍基地の再編強化に反対し、すべての米軍基地の撤去、オスプレイの飛行・配備の撤回、自衛隊の海外派兵阻止をめざして共同の運動を広げ、日米安保条約廃棄の世論を形成します。
  - (3)「核兵器禁止条約」の署名・批准を政府に迫り、ヒバクシャ国際署名をはじめ、核兵器廃絶の取り組みをすすめます。
  - (4)自治体における表現の自由と民主主義を守り、地方公務員の政治活動の自由をはじめ憲法にもとづく権利の侵害を許さない取り組みをすすめます。
  
2. 大企業に社会的責任を果たさせ、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ・公契約適正化・公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させるため、春闘を起点とした賃金闘争をすすめます。
  - (1)すべての労働者の大幅賃上げ、東京で最低賃金 1,500 円の実現と全国一律最低賃金制の確立に向けて、職場世論の形成と官民共同の取り組みをすすめます。
  - (2)春闘を起点に人事院および人事委員会の勧告までのたたかいを重視し、自治体公務公共関係労働者の大幅賃上げと、正規労働者との均等待遇を求めて取り組みます。とりわけ会計年度任用職員の処遇の大幅改善に取り組みます。
  - (3)自治体発注の公共工事・事務事業の質を確保し、公的責任を果たすために最低下限額を含む公契約条例制定など、公契約適正化の取り組みをすすめます。
  - (4)解雇の金銭解決制度をはじめとしたさらなる労働法制改悪を阻止し、はたらくルール確立をめざします。
  
3. 「全体の奉仕者」として、住民要求と職場要求の実現、健康で働きがいのある職場づくりをすすめ、「こんな地域と職場をつくりたい」の運動を前進させます。
  - (1)不払い残業・長時間過密労働の解消の取り組みをすすめます。
  - (2)職場環境改善をはじめとした労働安全衛生活動を重視し、職場から取り組みます。
  - (3)住民福祉の増進のための業務を推進するために、十分な人員体制の確保に向けて職場から予算人員要求闘争をすすめます。
  - (4)自らの業務について憲法にもとづく仕事のあり方を語り、組合員の要求を制度・政策要求に高めるよう、対話と学習をすすめます。
  - (5)職場と地域での自治研活動と住民共闘をすすめ、第 13 回東京地方自治研究集会を成功させます。
  - (6)都立病院・東京都保健医療公社病院の地方独立行政法人化を許さず、地域住民との共同を広げて取り組みます。
  
4. 「公的サービスの産業化」と「自治体戦略 2040 構想」の具体化を許さず、地方自治体の役割強化に向けて、住民とともに自治体民主化をめざします。
  - (1)「公的サービスの産業化」を推進する委託・民営化、指定管理施設化、PPP/PFI、「公共施設等総合管

理計画に基づく統合化・複合化に反対し、自治体業務の公共性を守る取り組みをすすめます。

- (2)「自治体戦略 2040 構想」路線を具体化する第 32 次地方制度調査会の報告に対し、自治体のあり方を変質させる方針に反対し、市長会、町村会、自治体と連携して世論形成を行います。
- (3)AI などの新技術に対し、「自治体業務への AI・Iot・RPA など新技術の導入への対応の基本点について」(2019 年 7 月 31 日)を基本に取り組みます。

5. 消費税率引き下げと社会保障の拡充に向けて取り組み、原発ゼロ、FTA・TPP11 からの撤退、住民本位の災害復興など、安全・安心の社会をめざします。

- (1)消費税率を 5%へ引き下げ、大企業・大資産家優遇の不公平税制を是正し、累進課税を強化するよう取り組みます。
- (2)医療、介護、年金をはじめとした社会保障制度の改悪を許さず、拡充をめざして取り組みます。
- (3)公立保育所と公的保育制度の拡充に向けて取り組みます。
- (4)原発ゼロをめざし、FTA・TPP11 からの撤退を求め、災害復興に向けた政府・自治体の施策の拡充、民主教育の確立など、国民的な課題に取り組みます。

6. 労働基本権回復をめざし、職場活動をすべての取り組みの基本において、職場の労働組合の確立・強化をすすめ、東京自治労連の組織の強化・拡大と次世代育成の飛躍的前進をめざします。

- (1)「東京自治労連第一次組織拡大・強化中期計画」最終年度の取り組みを成功させ、「要求運動と組織拡大は車の両輪」とする取り組みを定着させ、東京自治労連の増勢をめざします。
- (2)すべての自治体・公務公共労働者を視野に、職場懇談会・対話活動、職場訪問活動をすすめ、職場要求実現に向け職場での取り組みを重視し、その中で職場の労働組合組織の確立・強化をめざします。
- (3)すべての職場で要求運動をすすめる中で、組合加入と次世代育成の前進に向けて取り組みます。
- (4)自治労連関東甲越ブロック「青年未来づくりプロジェクト」(以下、青プロ)を成功させ、東京自治労連 30 周年の青年企画につなげ、各単組・局支部の青年活動の活性化につなげます。
- (5)次世代役員の育成をすすめ、各単組・局支部と東京自治労連の役員体制の確立につなげます。
- (6)労働者の助け合い活動である自治労連共済を重視し、「つながる・支える」共済拡大運動に取り組みます。

## V. 具体的な課題と取り組み

### 1. 戦争法・共謀罪を廃止し、安倍 9 条改憲・改憲発議を許さず、平和と民主主義、地方自治を守るたたかい

#### (1) 改憲発議を許さず、平和憲法を守る共同を広げる取り組み

- 1) 安倍 9 条改憲発議阻止にむけて、「安倍 9 条改憲 No! 改憲発議に反対する全国緊急署名、東京自治労連 5 万筆の達成をめざし、学習・宣伝・対話行動を職場・地域で強め、各単組・局支部とともに全力で奮闘します。
- 2) 「東京自治労連戦争法阻止・憲法闘争本部」を定期的で開催し、戦争法・共謀罪廃止、改憲阻止に向けた情勢や課題を単組と共有化し取り組みます。
- 3) 毎月の「9 の日宣伝」をはじめとする宣伝・署名、宣伝カーの運行などに積極的に取り組み、憲

法を守る運動を広げます。

- 4) 「憲法東京共同センター」に結集し、「総がかり行動実行委員会」「市民アクション」との共同の取り組みをすすめます。
- 5) 5.3 憲法集会（5月3日有明防災公園）に単組・局支部とともに参加します。
- 6) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」の事務局として、東京のすべての自治体労働者・労働組合を視野に入れ、「会」への結集と拡大をめざし、以下の取り組みをすすめます。
  - ① 憲法を守る運動への参加・協力にむけて都内の広範な自治体労働者・労働組合に対して「会」への入会を呼びかけます。とりわけ都や区の中立・未批准組織、三多摩の自治体労働組合との共同を重視します。
  - ② 「会」に結集する団体・個人に参加を呼びかけ、都内各地で、独自の宣伝行動を取り組みます。
  - ③ 「会」に結集する各団体が対等平等の立場で交流と運動をすすめるため、団体・個人の賛助金による運営を強化します。
  - ④ 情勢にあわせて、時宜にかなった講演会を積極的に開催します。
  - ⑤ 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会第16回総会の成功に向けて取り組みます。
- 7) 自治労連「憲法をいかし守る運動推進本部」に結集し、全国のたたかいを学び交流し、憲法闘争へ活かしていきます。

## (2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

- 1) 「ヒバクシャ国際署名」の推進など、核兵器禁止条約の締結交渉の開始を求める国際的な世論を構築していくために、職場や地域を軸に「69行動」などの定例宣伝署名行動の取り組みをすすめます。
- 2) 3・1 ビキニデーに参加を呼びかけ、核による被害者をなくす取り組みを前進させます。
- 3) 2020年5月（夢の島コース）、7月（都内コース）の国民平和大行進に参加します。
- 4) 2020年 NPT&原水爆禁止世界大会 in ニューヨーク、原水爆禁止世界大会 in 広島の成功に向け、特に青年に参加を呼びかけ平和活動をすすめます。

## (3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

- 1) 辺野古新基地建設、高江ヘリパッド工事の中止と普天間基地の無条件撤去を求め、米軍基地即時返還などの運動を、沖縄県民と連帯して取り組みます。
- 2) 「日米地位協定の抜本的改定を求める請願」署名に各単組・局支部と連携して取り組みます。
- 3) 横田基地をはじめとした自衛隊との連携をすすめる米軍基地再編強化に反対し、基地撤去に向けた取り組みをすすめます。
- 4) 米軍輸送機オスプレイの国内配備や低空飛行訓練に反対する運動に取り組みます。横田基地への配備撤回に向け「オスプレイ横田配備反対連絡会」や東京地評、平和団体などと幅広い共同でたたかいます。
- 5) 「東京・横田基地からの CV22 オスプレイ部隊の撤退を政府に求める請願」署名に各単組・局支部と連携して取り組みます。
- 6) 安保破棄東京実行委員会などが取り組む日米安保条約の学習と運動に取り組みます。
- 7) 全国各地で取り組まれている「日米地位協定の改定を求める自治体意見書」の採択を求める運動を強化します。

#### (4) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利の取り組み

- 1) 官房長官の記者会見時における特定記者に対する質問制限や言論弾圧、また、愛知トリエンナーレで開催された「表現の不自由展・その後」の中止をめぐる政治家が展示の内容に介入するなど憲法が保障する表現の自由の侵害を許さないたたかいを継続します。
- 2) 基本的人権や民主主義の擁護、国政選挙での一票の格差是正、比例定数削減反対、小選挙区廃止など民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革するため運動を自治労連・東京地評に結集して取り組みます。
- 3) JALの不当解雇撤回など全労連・東京地評の争議支援総行動など、すべての争議の勝利解決に向けて取り組みます。

## 2. 安倍「働き方改革」と労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ、公契約適正化、公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させ、正規を基本とした雇用で格差と貧困の解消をめざすたたかい

### (1) 全国一律最低賃金制度確立・大幅賃上げ、公契約適正化運動の取り組み

- 1) 最低賃金の大幅引き上げ・全国一律最低賃金法の確立に向けて取り組みます。当面、東京の労働者の賃金は、時間額 1,500 円以上・日額 12,000 円以上・月額 230,000 円以上への引き上げをめざします。
- 2) 要求アンケート集計を基に、時間額 150 円以上・月額 25,000 円以上の賃上げ要求を掲げてたたかいます。
- 3) 全労連・国民春闘共闘が提起する「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」の 2020 年通常国会提出に向けて積極的に取り組みます。
- 4) 最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制度確立、中小企業支援や公契約適正化の実現のための政策づくりに向け、関係団体や研究者などの協力も得ながら取り組みを強化します。
- 5) 会計年度任用職員等の労働条件改善、公契約条例の制定（制定自治体では条例運営の適正化）、中小企業支援策拡充と地域循環型経済振興策の実施を求める自治体キャラバンの取り組みを重視し、全ての自治体へ東京自治労連・単組の参加をめざします。

### (2) 大企業中心の経済社会転換の取り組み

- 1) 大企業の社会的責任を果たさせ、増え続ける内部留保を労働者・中小企業に還元させるなど、国民的な共同のたたかいを全労連・自治労連に結集して取り組みます。
- 2) 大企業の大量解雇や雇い止めを許さず、雇用の確保・拡大、失業対策拡充の取り組みをすすめます。
- 3) 政府に対し、大企業の下請いじめや労働者犠牲に対する規制強化、中小企業振興の取り組みを求めます。また、富裕層や大企業の優遇税制の見直し、社会保障関係費の応分の負担を求めてたたかいます。

### (3) 安倍「働き方改革」に反対し、労働法制の抜本改正、均等待遇など人間らしく働くルールの確立をめざす取り組み

- 1) 「働き方改革」一括法による労働条件の改悪、過労死ラインの時間外・休日労働の上限規制を許さず、年次有給休暇付与義務の徹底、健康確保措置、労働時間把握義務を守らせ、勤務間インターバルを11時間以上確保することを求め、「高度プロフェッショナル制度」の撤回と「裁量労働制」の拡大を許さない官民共同のたたかいを強化して取り組みます。
- 2) 「地方公務員における長時間労働の是正について」（2018年10月31日付、公務員部安全厚生推進室）により、官公署等においても2019年4月実施で超過勤務命令の上限時間を条例、又は人事委員会規則で定めることとなったことから、36協定及び官公署等の超過勤務命令時間の上限時間について、必要かつ十分な人員配置を前提に、「1日2時間、週5時間、月15時間、年間120時間以内」とし、「特別な事情」の場合でも改正労基法の「月45時間、年360時間」以内とするよう求めて取り組みます。
- 3) 年次有給休暇の付与に関し、従来、有給休暇の取得は労働者に任せられ、1日も休暇を取らない職員も存在していましたが、2019年4月以降、民間では最低5日は休暇を取得させないと労基法違反となることから、官公署においても、管理監督者に対して有給休暇の取得の適正管理の徹底を求めます
- 4) 臨時国会で強行された、労基法と憲法に違反する教員の1年単位の変形労働制を各地域で学校現場などに導入させない取り組みを強化します。
- 5) 国・自治体が率先して障害者雇用を促進するとともに、障害の特性に応じた職場配置の配慮と支援など、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備を求めます。
- 6) ディーセントワーク実現に向けて、非正規の正規化や雇用の安定を求めて運動をすすめます。パート労働法、労働者派遣法の抜本改正、有期労働規制、均等待遇の確立など、雇用の改善を求めます
- 7) 自治体職場に導入されている派遣労働者の実態を把握し、当該労働者の組織化もすすめながら、直接雇用への転換等に取り組みます。
- 8) 自治体職場における不当・不法な差別や解雇など、懲戒処分方針の一方的改悪・変更、労働組合への介入・干渉など権利侵害に対して、東京自治労連弁護士と連携してたたかいをすすめます。

#### （4）2021年国民春闘に向けて

- 1) 20年9月を中心に「2020働くみんなの要求職場アンケート」に取り組み、分析結果を各単組・局支部で共有します。
- 2) 東京自治労連春闘討論集会を20年12月上旬（箱根）で開催します。
- 3) 東京春闘共闘会議発足総会、三多摩春闘共闘会議発足総会等に参加を呼びかけます。

### 3. 「こんな地域と職場をつくりたい」運動の取り組み

#### （1）不払い残業根絶・超勤職場訪問、実効ある36協定締結の取り組み

- 1) 職場の組合役員が職場の長時間労働の実態を把握し、職場訪問でつかんだ職場の実態や組合委員の声を闘争にいかすため、自治労連が提起した「なくそう長時間残業・いっせい職場訪問」に全ての単組・局支部と取り組みます。
- 2) ストレスチェック集団分析やメンタル疾患者の増加、長時間残業の関係など各単組・局支部の職場実態を洗い出し、長時間過密労働の是正に結び付けていきます
- 3) 定例的に業務量が多く、残業が発生する場合は、人事当局が根拠としている、労働基準法33条3項に定める「公務のために臨時の必要がある場合」にはあたらないことを主張し、本庁職場での36

協定締結をめざします。

- 4) 36 協定締結に当たっては、具体的事由、特例条項をできる限り具体的に明記させるとともに、時間外手当の措置については不払いが発生しないよう協議すること。
- 5) 厚労省の「賃金不払い残業の解消を図るための措置等に関する指針」（2003年10月）、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（2017年1月20日）を活用した取り組みを強めるとともに、引き続き 36 協定締結に向けて、「超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた、実効ある 36 協定締結の取り組み方針」（2016年6月）を積極的に活用するための学習の際には東京自治労連から講師を派遣します。
- 6) 5月16日（土）～17日（日）に自治労連が主催する「こんな地域と職場をつくりたい全国交流集会」（愛知県蒲郡市）に各単組・局支部とともに取り組みます。

## （2）職場からの予算人員要求の取り組み

- 1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合う対話と交流をすすめ、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。役員がいる職場など可能な職場から、所属長に要求を提出し、懇談・交渉を行います。
- 2) 職場から取り組む予算人員要求闘争を、自治研推進委員会で交流し、先進事例や工夫の共有化を図ります。
- 3) 自治労連が予算人員闘争の前進に向けて、全国の先進的な事例や、政府の動きなどの資料をまとめた、改定「予算人員闘争資料集」を活用します。
- 4) 自治体の予算分析をすべての単組で行うことをめざします。また、東京都の予算分析を各支部の協力も得て行い、都内の各団体に広げます。

## （3）自治研活動を再構築し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み

- 1) 職場から自らの仕事を見直す職場自治研活動を強めます。  
「第15回地方自治研究全国集会 in 岩手」への参加や「第13回東京地方自治研究集会」の準備を職場要求、職場政策づくりに生かす職場自治研活動につなげ、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を広げます。
- 2) 「自治研活動の取り組み方針」を確立し、単組・局支部で取り組みの意思統一を行います。
- 3) 東京自治労連の自治研推進委員会を定期開催し、単組・局支部の取り組み事例などについて交流し、取り組みを広げます。
- 4) 10月3・4日に開催される「第15回地方自治全国集会 in 岩手」に参加し、全国の取り組みを学び、交流します。
- 5) 「第13回東京地方自治研究集会」を12月13日（日）に開催します。
- 6) 職域部会を中心に、職域の課題や仕事のあり方について交流・学習を呼びかけます。
- 7) これらの取り組みの中で、若手組合員の参加を重視し、次世代育成につなげます。

## 4. 自治体「構造改革」に反対し、住民本位の自治体づくりの取り組み

### （1）「公的サービスの産業化」や「自治体戦略 2040 構想」の具体化を許さず、地方自治体の役割強化に向け、住民とともに自治体民主化をめざす取り組み

- 1) 「公的サービスの産業化」のもと、自治体のあり方、役割が大きく変えられようとしています。職場にかけられている攻撃の実態と問題点を明らかにし、庁内世論に広げ、地域住民とともに取り組



みます。

- 2) 職場からの取り組みで職場要求を明確にし、自らの仕事のあり方と住民が求める自治体の仕事について語り合う場をつくり、予算人員闘争につなげます。
- 3) 委託・民営化、指定管理、公共施設等総合管理計画、AI、IoT など新技術の導入状況などを明らかにしながら、真に職員と住民のためになる自治体づくりを求める取り組みをすすめます。
- 4) 給食、用務、窓口などの委託については、各単組・支部及び、全国で実践された委託化阻止・直営堅持の取り組みなどの教訓を学んで、取り組みをすすめます。
- 5) 公立・公的病院 424 病院をターゲットとする「『病床機能報告』に基づく分析による公立・公的病院の縮小・統廃合」で名指しされた東京の 10 病院を撤回させる取り組みを、関係団体と協力して地域で広げます。

## 5. 生活改善できる公務員の賃金引き上げ等のたたかい

### (1) 公務員賃金の大幅な引き上げをめざして

- 1) 「生計費に基づく賃金要求の実現」に向け、春闘を起点に全ての労働者の賃金引き上げ、均等待遇を求め、官民共同の取り組みを強化します。
- 2) 地域の賃金相場に大きな影響を与える公務員賃金、最低賃金を改善するたたかいに取り組みます。とりわけ、高卒初任給引き上げには、最低賃金の引き上げの影響が大きいことから、官民共同で東京の最低賃金引き上げ運動を強化します。
- 3) 特別区の「行政系人事制度」改正に伴う切替昇任選考において、係長職にかかる過度な負担に昇任を躊躇する者が多かったことから、係長職の拡大と負担軽減を求めていきます。
- 4) 勤勉手当の一律抛ちは、普通の成績評価であっても抛出するだけとなる不当な制度で職員のモチベーションの低下を招くものであり導入に反対してたたかうとともに、既に導入されている単組では、さらなる抛出率引き上げを許さない取り組みを強化します。
- 5) 在宅勤務型テレワークの実施にあたっては、職員に過度な負担や不払い残業が発生しないよう、十分な環境整備を要求します。フレックスタイム制や時差勤務の実施については職員の希望と職場の意見を重視した制度となるよう要求します。
- 6) 三多摩においては、市町村総合交付金の経営努力割などを理由とした都並給与体系への低位平準化を許さず、三多摩協議会を軸にして各自治体のたたかいの交流など、運動の前進にむけて必要な対応をすすめます。
- 7) 職場・地域間の格差を拡大・固定化する地域手当の矛盾や人材確保への悪影響などを明確にし、地域手当の本給繰り入れを求めて取り組みます。また、三多摩では当面、都区並 20%の地域手当を要求に掲げてたたかいます。
- 8) 地方公務員法「改正」にともなう「人事評価制度」の機械的な導入に反対し、三多摩の各自治体への「能力・業績」主義強化の押し付けに反対し、職場実態に合わせた運用を行うよう引き続き重点課題として取り組みます。また、既に導入されている都区をはじめとした単組ではさらなる改悪を許さず改善を求めてたたかいます。
- 9) 20 年公務員賃金闘争に向けて、春闘期から官民一体のたたかいとして、自治労連・東京地評に結集し、職場・地域からの闘争を推進します。とりわけ対人事院・内閣人事局宛署名、中央行動を重視して取り組みます。

10) 育休代替職員の正規化や各種休暇制度など、自治体・公務公共関係労働者の権利の充実をめざし、「働き続けられる職場づくり」に取り組みます。

## (2) 高齢期の雇用問題について

- 1) 雇用継続の実現に向け「定年延長」による制度確立を求めるとともに、50歳台の賃金水準の改悪を許さないために、自治労連に結集し、対人事院・内閣人事局に向けた取り組みを行います。
- 2) 公務職場の高齢期雇用について「年金と雇用の接続」を前提に働き続けられる職場環境の実現に向けて取り組みをすすめます。
- 3) 希望者全員の再任用と更新・継続をさせ、「能力・実績」にもとづく人事管理を口実とした制度の恣意的運用をさせないようにします。
- 4) 無年金期間の現行再任用職員の賃金水準を引き上げ、少なくとも部分年金支給の再任用短時間勤務職員が受け取る給与と年金の合計水準を求めます。
- 5) フルタイムや短時間勤務の選択、職場配置等、本人希望を優先させるとともに、短時間勤務職員の定数外配置を求めます。
- 6) 高齢期雇用に伴う人員増については、柔軟な定数管理を行い、臨時・非常勤職員などを雇止めさせることなく職場体制の充実、公務、公共サービスの拡充のための新たな職場・職域を拡大します。
- 7) 公務公共関係職場では、改正高齢者雇用安定法に基づいて、働き続けられる職場環境と安心して生活できる高齢期雇用の制度化を求めて取り組みます。

## (3) 公務員の労働基本権回復に向けた取り組み

- 1) 憲法とILO条約・勧告に基づく労働基本権回復の運動をすすめます。また、自民党の「改憲草案」第28条2項では、公務員の労働基本権について「全部または一部を制限」するとしており、自民党の改憲策動を許さないたたかいをすすめます。
- 2) 全労連や自治労連に結集し、民主的公務員制度の構築を求めて取り組みをすすめます。
- 3) 労働協約締結権回復を展望し、すべての単組での予算人員要求闘争、36協定の締結、春闘要求書提出・交渉を強化します。とりわけ組織の拡大・強化と結合して取り組みます。
- 4) 自治体・公務公共関係労働者の権利や役割を明らかにした自治労連の「自治体労働者の権利宣言(案)」の学習をすすめます。

## 6. 「いつでも雇い止め」「いつまでも非正規」の拡大を許さず、雇用安定と賃金労働条件改善をめざすたたかい

### (1) 自治体に直接雇用されている非正規労働者の大幅賃上げなど労働諸条件改善のたたかい

- 1) 自治体で実現させてきた一時金等の賃金・休暇制度の改善や雇用年限撤廃の到達点を踏まえ、引き続き、会計年度任用職員の賃金・労働条件改善めざし、正規・非正規一体のたたかいをすすめます。
- 2) 会計年度任用職員の置かれた状況を改善するため、職場・住民世論を結集した攻勢的取り組みで、「雇止め」「更新回数制限」「任期付(短時間)職員制度」の撤廃と「均等待遇に基づく任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向けたたたかいをすすめます。
- 3) 全都での会計年度任用職員の賃金・労働条件改善と組織化を結合した運動をすすめるため、各自

治体の賃金・労働条件の到達点を集約します。(6月予定)

- 4) 臨時・非常勤職員は、「そもそも残業がないはず」という理由で、不払い残業や残業時間分の振替が常態化しています。会計年度任用職員が一般職としての法的根拠を学習し、組織化と結合して、超過勤務手当をつけさせる取り組みをすすめます。
- 5) パート労働法、労働契約法を活用し、雇用更新年限の撤廃・雇用継続、職務の内容・責任・経験をふまえた正規労働者との均等待遇を求めます。
- 6) 会計年度任用職員に対する不当な雇止めを阻止し、撤廃に向けた運動をすすめます。

## (2) 自治体の委託事業等の非正規・公務公共関係労働者の労働条件改善をめざす取り組み

- 1) 公務公共サービスに従事する公務公共関係労働者の賃金労働条件について、自治体正規職員との均等待遇実現をめざします。
- 2) 恒常的業務に携わる公務公共関係非正規労働者の正規化、無期雇用への転換を追求します。
- 3) 公務公共関係の事業者には、コスト削減優先、労働力の使いすてを改め、安定した人材確保と人材育成をはかるよう求め、非正規・公共関係労働者の雇用安定や賃金改善に結びつけます。
- 4) 公共サービスの水準を確保するために、委託費、指定管理制度における協定書、請負契約における仕様書などについて人件費算定などの検証を進め、公契約適正化の視点で、その具体的改善へ向けて予算・人員要求闘争とも結合して取り組みます。
- 5) 指定管理者制度導入・再指定、民間委託の契約先変更などを口実とした、雇止めや賃金・労働条件の改悪を許さず、雇用継承と適正な賃金労働条件の確保のため、自治体の責務・事業者の責任を追及してたたかいます。

また、公共サービス基本法を活かして、公務公共関係の事業所の賃金・労働条件の実態と、公共サービスにふさわしい事業運営がされているかの調査・検証を自治体の責任で行うよう求めます。

- 6) 公務・公共サービスに求められる継続性・安定性・専門性・公平性との関係で、根本問題である委託・指定期間の矛盾など、制度改正運動と結合して、委託業務や指定管理職場で働く労働者への働きかけをすすめます。

## 7. 労働安全衛生活動の取り組み

- (1) 各単組・局支部の2020年度の運動の重点として労働安全衛生活動を位置づけ、労働安全衛生活の推進体制を確立します。
- (2) 労働組合の労安活動を、「安全衛生委員会」や予算・人員要求闘争と結合させて取り組みます。具体的には、来年度の予算人員に向けた要求書の中で労働安全衛生上の要求を掲げて、「安全衛生委員会」の議題として提起できるよう議論をすすめます。
- (3) 安全衛生委員会の毎月開催を実現させ、その開催に合わせて、労働組合として委員との意思統一を行い、取り組みの具体化を図ります。
- (4) 東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会を定期開催し、すべての単組・局支部からの参加で方針の確認、活動交流、学習や情報交換を行います。
- (5) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策を推進するための学習啓発の取り組みを前進させます
- (6) 職員本位の「ストレスチェック制度」にしていくために、集団分析の結果を活用し、職場環境の

改善等にかす取り組みをすすめます。また、ストレスチェック受診率や集団分析の有無など、単組等の状況を調査し、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度として職場環境の改善等にかすより良い制度としての活用をめざします。

- (7) 各単組・局支部で労働安全衛生推進委員会を設置し、活動方針を確立します。50人未満職場の労働安全衛生活動を重点づけて取り組みます。
- (8) 当局の責任による職種・職場ごとの安全衛生教育の実施を求めます。とりわけ新規採用者の雇入時教育を職種別に実施するよう求めます。また雇入時の健康診断の実施義務が事業者にあることを踏まえ、当局に費用負担を求めます。
- (9) 第19回労働安全衛生活動交流集会を開催し(20年9月予定)、各単組・局支部の交流と到達点の確認、今後の取り組みの方向について確認します。
- (10) 非正規雇用・公務公共関係労働者の労働安全衛生の取り組みを強化します。
  - 1) 各単組での労働安全衛生活動推進委員会等に対応する公共一般の支部からの参加を追求します。
  - 2) 各安全衛生委員会の委員に非正規労働者の委員の選出を追求します。
  - 3) 非正規・公務公共関係労働者の健康診断実現、公務災害・労災などの取り組みをすすめます。
- (11) 働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集し、公営企業財団法人社会医学研究センターなどと共同して取り組みます。
- (12) 自治労連が作成する「公務災害申請の手引き」、「労働安全衛生活動の手引き」(仮称)リーフの学習をすすめます。

## 8. 社会保障改悪をはじめとした国民犠牲反対、住民本位の自治体施策を守り発展させる取り組み

### (1) 消費税率を当面5%に引き下げ、大企業・富裕層に応分の負担を求める取り組み

- 1) 当面消費税5%への引き下げ、社会保障の財源を消費税に求めるのではなく、大企業・富裕層の応分の負担を求める取り組みを、自治労連、社保協、消費税廃止東京各界連絡会に結集して広げます。そのために、毎月の宣伝行動と中央集会への参加などの取り組みを強めます。
- 2) 「消費税5%への引き下げを求める」署名を改めて職場から取り組みます。

### (2) 「全世代型社会保障」の名による全面的な社会保障制度解体を許さず、医療、介護、生活保護、障がい者施策の拡充にむけ、住民生活を守るとりくみ

国は、団塊世代が後期高齢者になる2040年に向け、「全世代型社会保障」の名で、高齢者も元気なうちは働く体制を確立し、年金の受給開始年齢の引き上げや「病床削減計画」、介護制度の改悪など、全面的な社会保障制度の解体を狙っています。すでに安倍政権はこの5年間で、6兆5千億円もの負担増・給付減を強行しています。これらを取り戻し、社会保障制度改悪を許さない取り組みをすすめます。

#### 1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み

- ① 自己負担の強化による医療費抑制政策を許さず国民負担押しつけを許さない運動をすすめます。
- ② 東京都地域医療構想調整会議を注視し、「私たちの求める医療と介護・福祉を実現する東京の実行委員会」などから情報発信していきます。
- ③ 医療三単産(自治労連、医労連、全大教)で取り組む「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・

介護の実現を」の署名運動を19年5月の署名提出行動に向けて取り組みます。関係組合員1人10筆の目標達成に向けて奮闘します。

- ④ 医労連・中央社保協・地域医療を拡充する会・自治労連の4者で開催される「第15回地域医療を守る全国交流集会」に参加し、地域医療を守る地域からの運動の意思統一を行います。
- ⑤ 医療・社会保障関係団体で構成する実行委員会形式で開催される「憲法いかし、いのちまもる国民集会」に単組・局支部とともに参加します。
- ⑥ 医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等に向けて東京医療関連協に結集して取り組みをすすめます。

## 2) 介護制度改悪を許さない取り組み

- ① 全労連と社保協・民医連と共同の「介護制度の見直しに対する請願署名」を積極的に推進し、通常国会に、全労連介護・ヘルパーネット等とともに厚労省要請、国会議員要請などを行います。
- ② 要介護1.2の切り捨てを許さず、混合介護の拡大、ケアプランの有料化など制度改悪に反対し、「介護をよくする会」などと、学習と地域への情報提供をすすめます。
- ③ 介護保険財政への国庫負担率を引き上げるよう自治体要請、東京都への要請を強めます。
- ④ 「自治労連・介護関係労働者全国交流集会」の取り組みをすすめます。
- ⑤ 全労連が提起する毎年11月の「介護アクション」に呼応し、「介護に働くなかまの全国交流集会(全労連・中央社保協など実行委員会主催)」の成功などに向けて取り組みます。

## 3) 後期高齢者医療制度、国民健康保険に対する取り組み

- ① 高齢者等への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の撤廃と安心できる高齢者医療の実現にむけて取り組みます。
- ② 東京都の後期高齢者医療広域連合に向けて、陳情や傍聴行動を東京社保協に結集して取り組みます。
- ③ 国保への国庫負担増やすとともに、都道府県化で、自治体の一般財源からの繰り入れの削減を許さないよう東京社保協などとともに働きかけます。また、過度な督促や短期証の発行をさせず、自治体の減免措置の拡大に取り組みます。
- ④ 東京都に対して、国保における18歳までの子どもについて、均等割軽減の助成制度の創設、国民健康保険加入の子どもの保険料軽減を求め、東京社保協とともに取り組みます。

## 4) 生活保護制度の拡充等をすすめる取り組み

- ① 社会保障審議会生活保護基準部会の動きを注視し、生活保護がセーフティネットとしての役割を果たすよう、社保協などと連携した取り組みをすすめます。
- ② 生活保護基準の引き下げが、生活保護受給者はもちろん、最賃や就学援助等に悪影響を及ぼし、国民生活が脅かされることとなります。改定された自治労連「生活保護政策提言集」(案)の学習をすすめる、生活保護職場の組合員を励ますとともに、生活保護基準の改善に向け地域住民との共同を追求します。
- ③ ケースワーカーの担当標準数80世帯を守ること、「標準数」を「法定数」にする取り組みを自治労連に結集して取り組むとともに、各単組で必要な人員配置と仕事を継承できる職員構成を要求します。
- ④ 生活保護職場への警察OBの強制配置に反対します。
- ⑤ 生存権裁判を支える東京連絡会に結集し、新生存権裁判支援のみならず、生活保護基準引き下げ、生活保護法改悪阻止に向け取り組んでいきます。

## 5) 年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み

- ① さらに支給開始年齢の繰り延べ、支給額の切り捨てなど年金制度の改悪を許さないたたかいを自

治労連、東京社保協とともにすすめます。

- ②基礎年金への国庫負担率 1/2 の法定化を求め、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。
  - ③「消えた年金」の解消、日本年金機構の情報流出問題の公的責任を追及し、年金機構の直営化を求めるとともに、旧社保庁職員解雇撤回に向けて、東京地評や自治労連に結集して取り組みます。
- 6) 障害者福祉制度の改善、総合福祉法創設に向けた取り組み
- ①障害者総合支援法を速やかに廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求める運動を自治労連、東京地評、社保協などとすすめます。また、骨格提言の具体化・制度化にあたって、制度の実施者である区市町村の意見を十分反映させるように求めていきます。
  - ②障害者総合支援法における「介護保険法優先適用規定」撤廃に、障都連などと取り組みます。
  - ③障害者、高齢者、子ども、生活困窮者など地域で互いに支え合う「我が事・丸ごと共生社会」の「自助・互助・共助」による社会づくりではなく、自治体の公的責任を果たすよう、国・東京都・市区町村への要請などに取り組みます。

### (3) 公的保育制度の拡充をめざす取り組み

- 1) 「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の国会請願署名(2月集約)及び公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会署名を軸に、地域で保問協等と「保育の質」を守り、待機児童解消を求める取り組みを広げます。
- 2) 「幼児教育・保育の無償化」は、完全無償化を求めるとともに、国に財政負担を求めます。
- 3) 子ども・子育て支援新制度の見直しが行われるもと、制度拡充の予算措置、公定価格の改善、保育時間区分の一本化、保育士等の処遇の改善などの要求を掲げ、国に向けた取り組みをすすめます。20年11月の保育大集会、政府・国会要請へ積極的に参加します。
- 4) 自治体の裁量がより強まったもとで、制度の改善・拡充をめざし区市に対する取り組みを、共同を広げながらすすめます。
- 5) 公立・認可保育園の建設、公立保育園を活用した待機児童解消を求め、広範な住民・保護者に対話を呼びかけて地域から運動を広げ、自治体や自治体議会に迫ります。
- 6) 東京都に対して保育にかかわる都区財調制度・子育て推進交付金の維持、公立保育所整備とともに、私立保育所の充実のため、公私格差を是正する財源措置を求めます。
- 7) 公立保育園の民営化・認定こども園化反対の取り組みを強めます。
- 8) 非正規保育労働者の要求運動と組織化を結合して推進します。
- 9) 次世代育成の取り組みの一環として、若手保育士を中心とした要求に正面から応え、「保育を楽しむ連続講座」を開催し、若手保育士のネットワークを広げます。
- 10) 「自治体保育労働者の全国集会」に積極的に参加し、全国の取り組みから学び、交流します。
- 11) 保育闘争委員会を開催し、東京自治労連としての取り組みの基本を明確にします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行し、各地の取り組みの共有化をはかります。
- 12) 「保育所保育指針」の改訂がされたもと、安倍政権のめざす「教育再生」に加担せず、子どもたちが自ら成長する力を最大限発揮できる保育を実現するために、保育内容への介入を許さない取り組みをすすめます。

### (4) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

児童虐待の増加などを受けて、17年4月に児童福祉法が改正され、児童相談所を特別区に設置できることになりました。20年度より順次開設されます。この動きを受けて、児童保護行政の拡充が喫緊の課題となっています。

- 1) 児童虐待が急増しているもとで、児童相談所や市町村の業務体制の改善、一時保護所の拡充等に向けて、国への要請など自治労連とともに取り組みます。
- 2) 児童相談所の特別区設置をはじめ、子ども家庭支援センターなど市区町村の子どもの権利擁護の取り組みがすすむよう、情報交換や交流をすすめます。
- 3) 東京都との財調協議など財源や体制について意見を反映させていきます。

## 9. 原発ゼロ・再生エネルギーの活用、気候変動への対応、TPP11・日欧 EPA・日米 FTA からの撤退、ジェンダー平等、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

- (1) 被災者の生活と生業を再建するために、被災者生活再建支援法の拡充を国に求める取り組みをすすめます。
- (2) 自治労連の「原発ゼロ、再生可能エネルギーをいかす地域・自治体をつくるための提案」(2015年改訂版)の学習などへの活用や、東京災害対策連絡会などが呼びかける取り組みへの参加を追求します。
- (3) 原発をなくす全国連絡会に結集して取り組みます。また、原発ゼロ、再稼働反対など、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- (4) COP25 など気象変動、温暖化阻止に向けた取り組みに、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- (5) TPP11 や日欧 EPA、日米 FTA の具体化を自治労連、全労連の運動に積極的に参加します。
- (6) 自治体クラウド化、マイナンバーによる情報連携がすすんでいます。東京地評、自治労連とともにマイナンバー反対連絡会の活動に参加するとともに、国民監視の強化や、社会保障のビジネス化につながる利用拡大に反対し、その問題点を知らせる取り組みを広げます。
- (7) 職場におけるジェンダー平等をすすめるとともに、各自治体施策での具体化を求めます。
- (8) 子どもの教育を受ける権利を保障し、民主的教育行政を守るため、中学校教科書の採択への取り組みや「東京教育集会 2020」をはじめとした取り組みに参加します。
- (9) 給付型奨学金制度の拡充や、教育の無償化の取り組みを具体化します。

## 10. 都政問題での取り組み

19年12月27日に発表された『『未来の東京』戦略ビジョン』は、2040年代に目指す東京の姿を「ビジョン」として描き、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示したものとしています。その内容は、稼ぐ東京・イノベーション戦略、誰もが輝く働き方実現戦略・長寿社会実現戦略など「成長」と「成熟」が両立する「未来の東京」の実現などこれまでの「3つのシティ」の上に描かれており、その実現への道筋は具体性に乏しいものです。また、同日発表された「新たな都政改革ビジョン」は、戦略ビジョンを踏まえた都政改革のビジョンとして、この間の「2020改革」で量的削減から、局・職員主体の改革に転換し、都庁の生産性向上と機能強化を図り、職員が自ら改革する機運が浸透したとして、「東京の明るい未来を支える都庁への飛躍」を標榜しています。さらに、その内容は、○都民目線の最適な行政サービスを民間との協働で生み出す○デジタ

ルガバメントを通じた超スマート社会を実現する〇世界を視野に入れ、グローバルに仕事を展開する〇持続可能な都庁組織と強固な財政基盤を築き上げるとしています。まさに、国に追随し「稼ぐ東京」をつくるために、都庁そのものを変質させるものです。改めて、都民生活向上に東京都が果たす役割を提起していく必要があります。

- (1) 都立病院と保健医療公社病院の地方独立行政法人化を許さず、都立病院の都立直営を堅持し、保健医療公社病院を都立直営に戻す取り組みをすすめます。
- (2) 築地市場や豊洲市場の問題やオリンピック・パラリンピック関連の問題は、市民団体とともに取り組みを広げます。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック後の経済の落ち込みや大型再開発の推進に反対し、都民生活優先の都政を求めます。
- (4) カジノを含む IR 統合リゾートに反対し、東京にカジノは作らせない取り組みを広げます。
- (5) 「新たな都政改革ビジョン」や「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、スマート自治体づくりなど、都庁のあり方に対案をつくります。
- (6) 都民要求実現大運動実行委員会の東京都予算要求などの取り組みに参加します。
- (7) 7月5日投票の東京都知事選挙には、別途方針を確立し、取り組みます。

## 1 1. 首長選挙、自治体民主化、国政民主化のたたかい

労働組合として政党支持・政治活動の自由を守り、保障するとともに、職場に「政治は変えられる」の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。

- (1) 切実な職場要求や消費税引き上げ阻止、社会保障拡充など春闘でかかげる諸要求を実現させるチャンスとして、職場・地域で政治や憲法を語り、政治の流れを変える世論を広げます。
- (2) 改憲阻止、消費税廃止をはじめ、一致する要求での市民と野党の共闘をすすめる取り組みを強めます。
- (3) 組合員の思想・信条・政党支持の自由を保障し、政治活動の自由を守ります。不法・不当な干渉や介入・弾圧などに対しては組織として毅然として対応します。
- (4) 当局の「政治的中立性」攻撃を跳ね返し、職場に政治の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。
- (5) 「憲法をいかし守ろう!」「選挙に行って戦争法廃止」「棄権は危険」「選挙に行こう」などのキャンペーンを強めます。とりわけ、18歳選挙権が施行されたもとの、憲法に基づく主権者として、公民権を行使するよう、青年労働者への働きかけを強めます。

## 1 2. 職場の労働組合活動の確立・強化をすすめ、東京自治労連の組織の強化・拡大、次世代育成の前進をめざす取り組み

「東京自治労連第一次組織拡大・強化中期計画」最終年度の取り組みを推進し、すべての単組・局支部で「要求運動と組織拡大は車の両輪」とする取り組みを定着させ、組合員数の増勢をめざします。

次世代役員育成の課題を正面に据え、学習・交流活動を強化し、各単組・局支部の役員体制の確立をすすめます。



### (1) 正規・非正規公務公共関係労働者が一体となった組織拡大の取り組み

- 1) 年間を通じて、春・秋 2 回の組織拡大月間を設定し、方針を策定します。その際、第一次組織拡大・強化中期計画最終年度の目標達成に向けて、方針化します。
- 2) 新規採用者、組合未加入者、非正規・公共関係労働者の組合加入に向けた意思統一を図るため、書記長・組織部長会議を春・秋の組織拡大月間の前段に開催します。
- 3) 引き続き、本部内に非正規組織化対策会議を設置し、春・秋の組織拡大月間期間に開催します。
- 4) 自治体職場を「いつでも雇い止め、いつまでも非正規」の職員の拡大を狙う会計年度任用職員の経験給・退職金不支給、雇用年限撤廃等の賃金・労働条件運動と組織拡大を車の両輪としてすすめます。
- 5) 労働契約法による無期雇用転換ルールを公務公共労働者に周知し、組織化をすすめます。
- 6) 労働条件改善と結合して、委託・指定管理職場で働く労働者へ組合加入の働きかけをすすめます。その際、地域労連とも共同して取り組むことを検討します。
- 7) 上部組織を持たない組織等に自治労連加盟に向けた取り組みをすすめます。

### (2) 東京自治労連、各単組・局支部の組織強化に向けたとりくみ

- 1) 春闘・人勧闘争期・予算人員闘争・秋季年末闘争の中で、職場懇談や職場訪問をはじめとした取り組みをすすめる職場での労働組合づくりを強化します。
- 2) 「見える・わかりやすい職場活動」を重視し、職場懇談会や職場での要求を聞きとるための「集まる」、「声をかける」活動をすすめます。労働組合の存在意義や役割をわかりやすく伝え、空白職場をなくす取り組みをすすめます。とりわけ、本庁職場を重視して取り組みます。
- 3) 具体的な実態把握をして、今後の取り組みを強化するために、20 年 1 月～2 月に東京自治労連（書記長・企画組織部長）と単組（書記長・組織部長及び組織担当三役・二重加盟役員）の懇談をします。事前に調査票を配布して、①支部・分会役員体制、②職場懇談実施報告、③次世代役員育成計画、④非正規組織化計画、⑤共済加入促進計画を把握した上で懇談します。
- 4) 第 21 回東京自治労連組織集会を開催します。（7 月 18 日：ラパスホール）
- 5) 秋季年末闘争をたたかうための一大決起の場として、自治労連全国統一行動「10・15 現業統一闘争」秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職 10・15 都庁前統一行動に取り組みます。
- 7) 自治労連第 33 回組織集会に各単組・局支部とともに積極的に参加します。（20 年 12 月予定）

### (3) 学習・交流活動を強化し、自治労連運動を担う次世代育成をすすめる取り組み

青年の「いい仕事がしたい」、「自治体・公務公共職場ではたらく仲間と交流したい」という要求をふまえ、職場の役員・組合員が仕事を語り、青年同士がつながる学習や交流をすすめます。

- 1) 東京自治労連や自治労連の青年部が企画する取り組みと、各単組・局支部の青年対象の企画への参加を強化します。これらを通じて東京自治労連青年部の役員体制と各単組青年部の確立につなげます。
- 2) 新規採用者への組合説明会をはじめとして青年が、自らの言葉で青年に組合を語って、組合加入に取り組むことを重視します。
- 3) 情勢や闘い、労働組合活動の重要性を学ぶとともに、青年同士の交流やネットワークづくりをすすめる、「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト」を 9 月 12 日～13 日（箱根予定）に開

催します。

4) 単組・局支部の中核を担う役員が自治労連運動の理論と実践を学び、お互いの親睦を深める場とし

て役員労働学校（9月26日：一日開催、10月10～11日：宿泊開催）を開催します。

5) 自治労連関東甲越ブロック「青年未来づくりプロジェクト（青プロ）5月30日～31日：鬼怒川温泉」取り組み方針に基づき、都本部と単組・局支部で連携して取り組みを進めます。

6) 各単組・支部・分会・補助組織等の役員に選出された次世代役員の成長を支えるため、先輩役員に相談しやすい体制や日常的に援助する担当者の配置をすすめます。

7) 各単組・局支部で、青年が中心となって企画する学習（フィールドワーク）、文化・レクリエーション活動をすすめます。

8) 青年運動を強化し、次世代役員選出をすすめるために、自治労連が主催する各種労働学校や集会に積極的に参加します。

#### (4) 自治労連共済・労金などの推進の取り組み

共済活動、労金運動などの「助け合い」活動を、組合員の加入拡大と一体で取り組み、具体的な成果を上げる取り組みを展開します。

1) 組合活動と共済事業を一体で取り組むため、共済グループ（都区職員共済会・自治労連共済東京支部・自動車共済関東）と共済推進委員会を毎月開催します。

2) 自治労連の「つながる・支える」共済拡大運動を自治労連共済東京支部とともに具体化し、すべての組織で具体的な目標を持って取り組むことをめざします。

3) 職場の中核を担う30～40代組合員の団結強化と共済事業の安定化をめざし、配偶者・子どもの加入促進を重点的に取り組みます。

4) 新規採用者・組合未加入者へのセット共済D型プレゼントキャンペーン（春と秋の年2回）をすべての組織が活用することで、組合員拡大と共済加入拡大の双方で成果を上げることをめざします。

5) 東京自治労連の組織拡大強化月間などの取り組みに、共済グループの夏季と冬季の加入拡大キャンペーンを積極的に活用します。

6) 民間火災保険を上回る内容を持つ自治労連火災共済の宣伝を強化し、組合員であることの具体的メリットを広く知らせます。

7) 組合員の資産形成に対するニーズに応える「年金共済」（労働共済連）を新たに取り組みます。

8) 次世代育成とより信頼される組合確立をめざし、自治労連の「共済学校」や共済グループの研修会への積極的な参加を全組織に呼びかけます。

9) 組合加入の具体的なメリットとして自治労連共済・労金を知らせることで、臨時・非常勤職員の組合加入を推進します。

10) 「カードローン相談」や「ローンの借り換え」など組合員の暮らしを守るための労金事業を積極的に宣伝し活用します。

11) 「東京地評労金推進会議」に参加し、労働者が主人公の健全な労金活動を推進します。

#### (5) 学習教育・宣伝活動

1) 支部・分会・職場段階での学習活動を具体化し、「ここから始める組合活動・自治労連運動」の

活用を各単組・局支部で実施します。

- 2) 次世代役員育成をめざし、憲法・平和活動、青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト等に参加した青年に賃金、各種制度学習をすすめ、春闘・人勧闘争期・秋季年末闘争の各行動への参加、可能な単組・局支部は要請行動等への参加を追求します。
- 3) 地方自治問題の理論誌である自治労連・地方自治問題研究機構の「自治と分権」の普及をすすめます。
- 4) 全労連初級講座「わくわく講座」の取り組みをすすめます。
- 5) 東京学習会議が主催する学習会や講座への参加を積極的に呼びかけます。
- 6) 憲法・平和など諸団体が主催する学習会や勤労者通信大学への参加と「学習の友」の普及および「読み合わせ」などの運動を追求します。
- 7) 「とうきょうの自治体の仲間」やホームページを充実させ、全組合員に東京のたたかいを紹介し、励まして、元気を届ける記事の掲載を行います。
- 8) 自治労連が発行する住民宣伝チラシを活用します。

## (6) 文化・スポーツ活動

自治労連関東甲越ブロック大会及び全国大会の代表を決定するために、以下の東京大会について実行委員会を立ち上げ開催します。組合員の文化・スポーツ活動をすすめるため、単組・局支部とともに取り組みをすすめます。囲碁・将棋大会は関東甲越ブロック大会（5月予定）に直接参加します。

- 1) 軟式野球大会（4月12日、18日、25日）
- 2) 女子バレーボール大会（5月末～6月予定）

## (7) 東京自治労連 30周年記念事業について

2021年3月4日に東京自治労連は結成30年を迎えます。東京自治労連結成30周年事業について実行委員会での確認をふまえ、30年史の編纂、記念レセプション、ロゴマーク募集及び冠事業運営、次世代育成事業(仮称)の取り組みを行います。

## (8) 各分野のたたかい

### 1) 青年部

「住民のためにいい仕事がしたい」「つながりたい」という青年の要求を正面に据えた運動をすすめます。東京自治労連青年部活動を強化し、単組・局支部の青年活動の推進によって、次世代役員育成に取り組みます。

- ①「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト」等で作られた青年組合員の学習とつながりを活かして、単組・局支部の青年組合員の組織強化や青年部再建につなげます。
- ②新人組合説明会や新採歓迎行事の運営に青年組合員が積極的に参加し、仲間を増やす活動をすすめます。
- ③学びながら交流する「東京の自治体に働く青年交流会」の実行委員会に参加し、すべての単組・局支部から積極的にとりくみます。
- ④NPT再検討会議、原水爆禁止世界大会、Ring! Link! Zero（核兵器をなくす青年交流会）などに積極的に参加し、憲法と平和について学び、核兵器廃絶を願う広範な青年と協力・共同をすすめます。

- ⑤組合の意義と役割を学ぶことで、単組・局支部で核になる青年を育成するため「自治労連青年・女性ステップセミナー2020」など各種労働学校への参加をすすめます。
- ⑥全労連青年部・自治労連青年部・東京地評青年協議会に結集し、広範な青年と「一致する要求」での共同をすすめます。

## 2) 女性部

- ①平和を求める取り組みをすすめるため、学習・署名・宣伝に取り組みます。
- ②母性保護への攻撃を許さず、権利の拡充、総労働時間短縮、不払い残業根絶、労働規制に取り組み、「健康で働き続けられる職場」を求めて運動します。
- ③国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決、ジェンダー平等に基づく民法改正をすすめるため、学習・宣伝・婦団連の署名に取り組みます。
- ④自治労連女性部、東京地評女性センターに結集して運動をすすめます。
- ⑤3・8国際女性デー中央集会・中野ゼロホール（3月8日）、2020年東京母親大会・浅草公会堂（7月11日）、自治労連女性部定期大会（8月25日）、第40回自治体にはたらく女性の全国交流会・広島（9月19～20日）、第65回はたらく女性の中央集会in石川（10月10～11日）、第66回日本母親大会・沖縄県宜野湾市（11月28～29日）、第7回はたらく女性の東京集会（未定）に積極的に参加します。
- ⑥雇用におけるすべての男女差別禁止を求め、男女雇用機会均等法・パート労働法の実効ある改正に向けて取り組みます。
- ⑦官製ワーキングプア解消のため、均等待遇の実現にとりくみます。非正規職員の組織化をすすめます。
- ⑧常任委員会と委員会での学習や、春闘のつどいを開催し、情勢の確認や運動の意思統一を図ります。
- ⑨「自治労連・組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」にもとづき、機関会議の女性参加促進、女性役員育成に向け、女性部としても知恵と力を出し合い、取り組みます。
- ⑩女性部三大要求の「1. 婦人科検診の毎年実施、2. 部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備、3. 育休代替の正規職員配置」の取り組みと、安倍9条改憲阻止、集団的自衛権行使や普天間基地建設等反対など、平和運動拡充のための学習と署名運動、宣伝活動に取り組みます。

## 3) 現業評議会

現業労働者は、自らの職場や賃金労働条件を守り、改善する取り組みと、最低賃金の大幅な引き上げや公契約条例の実現など、これまで以上に取り組むことが求められています。

現業職場の「専門性の追求」のためには「継続性」が必要であり、民間委託や臨時・非常勤への置き換えではなく、正規職員による退職者補充を要求し、地域住民の「生命」と「健康」を守るため、公務公共性を一層発揮した運動を取り組みます。

- ①東京都、特別区、三多摩における現業職員の削減や業務の委託化を阻止し、現業職員の新規採用・補充を実現するための各単組・局支部の取り組みに対し連携と支援を行ないます。
- ②「予算・人員要求闘争」を重点課題とし、予算編成期前の早い段階での「要求書提出」や「要請行動」など、各単組・支部現評との共同した取り組みを行ないます。
- ③自治労連全国統一行動「10・15 現業統一闘争」秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職10・15 都庁前統一行動への現業組合員の積極的な参加を呼びかけるとともに「闘争」の成功に全力をあげ

ます。

- ④正規未加入者の組合加入と臨時・非常勤・関係労働者の組織化をリストラ闘争と結合させた取り組みとして、職場内すべての労働組合未加入者への加入働きかけと組織化をめざします。
- ⑤安全・安心の住民サービス提供のため、全ての自治体現業職場と関係職場から、公務災害（労働災害）や職業病の発生を防ぐため、安全衛生委員会の活動強化と取り組みを重視します。
- ⑥第22回現業労働学校（6月予定）、第22回現業全国学習交流集会（6月予定）に積極的に参加をします。
- ⑦常任幹事会・幹事会を定期開催し、情勢と運動課題の意思統一を図り、単組・局支部の活動交流や取り組みに対し連携と支援を行います。
- ⑧三多摩地域の単組や自治労連と共同する会との交流をはかります。

#### 4) 非正規公共評

2020年度からの会計年度任用職員制度を踏まえ、「いつでも雇い止め」「いつまでの非正規」の拡大を許さず、「均等待遇に基づく任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向け、たたかいをすすめます。

また、全国の経験に学び、真似て、工夫し、非正規・公務公共関係組合員自らが組合員を増やす運動に参加することを追求します。

- ①正規と変わらない本格的業務を担いながらも、処遇に合わない責務に対する要求や不満、「もっといい仕事がしたい」という非正規・公務公共関係労働者としての要求を大切にした懇談会、交流会などで要求集約と組織化をすすめます。
- ②婦人相談員等の福祉・教育分野の相談業務を始めとした非常勤職員の時間外労働が恒常的になっています。職務実態を聞き取り、要求と組織化を一体にして取り組みます。
- ③地域からの世論を広げるために、「官製ワーキングプアをつくりだすな」の運動を広げます。また、自治労連が提起する、国会請願署名に取り組みます。
- ④「生計費に基づく最低賃金要求」確立にむけ、学習・討議をすすめるとともに、要求実現の力となる組織拡大をすすめます。
- ⑤非正規公務公共関係労働者全国交流集会（21年2月予定）に積極的に参加します。
- ⑥庁内世論を高める、正規組合の機関紙への非正規の取り組みの掲載など、非正規・公務公共関係労働者の要求運動の共有化をすすめます。
- ⑦職種・職域ユニオンの組織拡大をすすめるため、二重加盟・協力員を増員し、強化します。図書館、保育、児童館・学童ユニオンを軸にして、組織化をすすめます。
- ⑧公的サービスの産業化の闘いの中で、自治体単組と協力して、臨時・非常勤職員と外郭団体の正規・非正規職員の組織拡大をすすめ、民間委託反対の力とすることを追求します。

#### 5) 三多摩協議会

三多摩地域に働く自治体・非正規公務公共関係労働者の自治労連結集をめざし、「共同する会」「現業懇談会」「保育連絡会」とともに、共同闘争を追求し、交流をはかります。

- ①幹事会を適宜開催し、運動の意思統一をめざします。
- ②三多摩労連、三多摩春闘共闘が提起する運動に結集します。
- ③「三多摩協議会通信」の定期発行をめざします。
- ④三多摩労働講座を開催します。
- ⑤非正規労働者の組織化に向けて、関係単組との懇談会の開催をめざします。

## 6) 消防職員の組織化

消防職員の団結権問題の議論がすすむ中で、組織化を早急に着手することが求められています。今後、全国の運動に学んで取り組みをすすめます。